

瀬田川洗堰操作規則

目次

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 琵琶湖の水位等（第4条～第11条）

第3章 琵琶湖周辺の洪水防御及び下流淀川の洪水流量の低減のための操作等（第12条～第17条）

第4章 流水の正常な機能の維持並びに水道用水及び工業用水の供給のための操作（第18条・第19条）

第5章 放流及びゲート操作等の操作（第20条～第23条）

第6章 点検、整備等（第24条～第26条）

第7章 雑則（第27条）

附則

第1章 総 則

(通則)

第1条 瀬田川洗堰(建設省近畿地方整備局{以下「局長」という。}が管理する同堰の既設部分及び水資源開発公団が管理し、その操作等に関する業務を局長に委託した同堰の改築により生じた施設をいう。以下洗堰という。)の操作については、この規則の定めるところによる。

(堰の用途)

第2条 洗堰は、琵琶湖周辺の洪水防御、琵琶湖の水位の維持、洗堰下流の淀川(以下「下流淀川」という。)の洪水流量の低減及び流水の正常な機能の維持並びに水道用水及び工業用水の供給をその用途とする。

(操作の原則)

第3条 洗堰の操作は、建設省琵琶湖工事事務所長(以下「所長」という。)が行うものとする。

第2章 琵琶湖の水位等

(洪水期間及び非洪水期間)

第4条 洪水期間及び非洪水期間は、次の各号に定める期間とする。

- 一 洪水期間 6月16日から10月15日までの期間
- 二 非洪水期間 10月16日から翌年6月15日までの期間
(かんがい期間及び非かんがい期間)

第5条 かんがい期間及び非かんがい期間は、次の各号に定める期間とする。

- 一 かんがい期間 6月15日から9月20日までの期間
- 二 非かんがい期間 9月21日から翌年6月14日までの期間
(基準水位)

第6条 琵琶湖の基準水位(以下「基準水位」という。)は、T. P. +84.371メートルとする。

(琵琶湖の水位)

第7条 琵琶湖の水位は、片山、彦根、大溝、堅田及び三保ヶ崎の各水位観測所に設置された水位計の測定値の平均とする。

(計画高水位)

第8条 琵琶湖の計画高水位は、基準水位+1.40メートルとする。

(常時満水位)

第9条 琵琶湖の常時満水位は、基準水位+0.30メートルとする。

(制限水位)

第10条 洪水期間における琵琶湖の制限水位は、次の各号に掲げる期間において、それぞれ当該各号に定める水位とする。

- 一 6月16日から8月31日までの期間 基準水位-0.20メートルとする。

二 9月1日から10月15日までの期間 基準水位-0.30メートルとする。

(利用低水位)

第11条 琵琶湖の利用低水位は、基準水位-1.5メートルとする。

第3章 琵琶湖周辺の洪水制御及び下流淀川の洪水

流量の低減のための操作等

(洪水警戒体制)

第12条 所長は、次の各号の一に該当する場合においては、洪水警戒体制を執らなければならない。

- 一 建設省近畿地方整備局（以下「局」という。）及び大阪管区气象台から淀川洪水予報が発せられたとき。
- 二 建設省琵琶湖工事事務所又は淀川工事事務所から淀川に係る水防警報が発せられたとき。
- 三 彦根地方气象台から滋賀県の降雨に関する注意報又は警報が発せられた場合において、所長が必要と認めるとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、所長が必要とみとめるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第13条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 局、建設省淀川ダム総管理事務所、淀川工事事務所、滋賀県、水資源開発公団琵琶湖開発総管理所、彦根地方气象台その他の関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- 二 ゲート及びゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他洗堰の操作に関し必要な措置。
- 三 洗堰を操作する必要があると見込まれる場合においては、当該操作に必要な人員を確保すること。

(琵琶湖周辺の洪水防御)

第14条 所長は、琵琶湖の水位が、洪水期間にあつては制限水位を、非洪水期間にあつては常時満水位を超えているとき又は超えることが予測されるときは、洗堰からの放流により、琵琶湖の水位をこれらの水位に低下させ、又は琵琶湖の水位の上昇を制御しなければならない。

- 2 所長は、前条の場合において、琵琶湖の周辺の洪水を制御するため、速やかに、水位を低下させ、又は水位の上昇を制御する必要があるときは、洗堰の既設置部分を全開しなければならない。

(下流淀川の洪水流量の低減)

第15条 所長は、次の各号に掲げる場合においては、前条の規定にかかわらず、洗堰からの放流量を当該各号に定める流量以下に制限しなければならない。

- 一 天ヶ瀬ダムにおいて予備放流のための操作が行われているとき 毎秒200立方メートル
- 二 天ヶ瀬ダムにおいて洪水制御の後の水位低下のための操作が行われているとき 毎秒300立

方メートル

2 所長は、前条の規定にかかわらず、天ヶ瀬ダムにおいて洪水調節が開始されたときから洪水調節の後の水位低下のための操作が開始されるまで、洗堰を全閉しなければならない。

3 所長は、前条の規定にかかわらず、枚方地点の水位（枚方水位観測所に設置された水位計の測定値をいう。以下同じ。）が現に零点高（O.P.+6.868メートルをいう。以下同じ。）+3.0メートルを越え、かつ零点高+5.3メートルを越えるおそれがあるときから枚方地点の水位が低下し始めたことを確認するまで、洗堰を全閉しなければならない。

（非常洪水時の操作）

第16条 琵琶湖周辺又は下流淀川において重大な洪水被害が生じ、若しくは生ずるおそれがある場合における洗堰の操作は、前2条の規定によらないことができる。

（洪水警戒体制の解除）

第17条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

第4章 流水の正常な機能の維持並びに水道用水及び工業用水の供給のための操作

（流水の正常な機能の維持並びに水道用水及び工業用水の供給）

第18条 所長は、下流淀川の流水の正常な機能の維持並びに水道用水及び工業用水の供給のため必要があると認める場合においては、次条の規定による非常渇水時の操作を行うときを除き、高山ダム、日吉ダム及び青蓮寺ダムからの供給と併せて、枚方地点において、かんがい期間にあつては毎秒186.51立方メートル、非かんがい期間にあつては毎秒169.71立方メートルを限度として必要な流量を確保するため、これに必要な流水を洗堰から放流しなければならない。

2 前項の規定は、琵琶湖の水位の維持に配慮して行うものとする。

（非常渇水時の操作）

第19条 琵琶湖の水位が利用低水位を下回る場合における洗堰の操作については、建設大臣が関係都道府県知事の意見を聴いて決定する。

第5章 放流及びゲート等の操作

（洗堰の操作）

第20条 洗堰の操作は、第14条から第16条まで及び前2条に規定する場合のほか、次の各号の一に該当する場合において行うことができる。

- 一 第10条第1号又は第2号の期間に移行するに際し、琵琶湖の水位をそれぞれ当該制限水位に低下させるとき。
- 二 第24条の規定により、ゲート又はバルブ（以下「ゲート等」という。）の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。

三 前2号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由があるとき。

(放流量の変更)

第21条 所長は、洗堰からの放流量を変更する場合には、洗堰上流の水位及び流速並びに洗堰下流の水位に急激な変動を生じないように努めなければならない。

(放流に関する通知)

第22条 所長は、洗堰からの放流量の変更によって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するために必要があると認めるときは、細則で定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲート等の操作)

第23条 洗堰のゲート等の操作については、この規則で定めるもののほか細則で定める。

第6章 点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第24条 所長は、洗堰及び洗堰に係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

(観測)

第25条 所長は、細則で定めるところにより、洗堰の操作に必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

(記録)

第26条 所長は、細則で定めるところにより、ゲート等の操作、第24条の規定による計測、点検及び整備並びに前条の規定による観測について記録しておかななければならない。

第7章 雑 則

(細則)

第27条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のための必要な手続きその他の細則は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この訓令は平成10年4月13日から施行する。

天ヶ瀬ダム操作規則

目次

第1章 総則（第1条－第2条）

第2章 貯水池の水位等（第3条－第9条）

第3章 貯水池の用途別利用（第10条－第12条）

第4章 洪水調節等（第13条－第21条）

第5章 貯留された流水の放流（第22条－第28条）

第6章 点検、整備等（第29条－第31条）

第7章 雑則（第32条）

附 則

第1章 総則

(通則)

第1条 天ヶ瀬ダムについては、この規則の定めるところによる。

(ダムの用途)

第2条 天ヶ瀬ダムは、洪水調節、水道用水の供給及び発電をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等

(洪水)

第3条 洪水は、次の各号の一に該当する場合における当該流水とする。

- 一 流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒840立方メートル以上のとき。
- 二 流入量が毎秒840立方メートル未満で、第16条第2号に規定する2次調節を行っているとき。

(洪水期及び非洪水期)

第4条 洪水期及び非洪水期は、次の各号に定める期間とする。

- 一 洪水期 6月16日から10月15日までの期間
- 二 非洪水期 10月16日から翌年6月15日までの期間

(水位)

第5条 貯水池の水位は、関西電力株式会社天ヶ瀬発電所（以下「発電所」という。）の取水施設に取り付けられた水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

第6条 貯水池の常時満水位は、標高（O. P. を基準面とする。以下同じ。）78.5メートルとし、非洪水期（第3条各号に掲げるとき以外のときをいう。）に水位をこれより上昇させてはならない。

(サーチャージ水位)

第7条 貯水位のサーチャージ水位は、標高78.5メートルとし、第16条の規定により洪水調節を行う場合及び第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合には、水位をこれより上昇させてはならない。

(制限水位)

第8条 洪水期における貯水池の最高水位（以下「制限水位」という。）は、標高72.0メートルとし、第16条の規定により洪水調節を行う場合、第18条の規定により琵琶湖の水位低下のための操作が行われているときの流水の放流を行う場合及び第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(予備放流水位)

第9条 洪水期における予備放流水位は、標高58.0メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第10条 洪水調節は、洪水期においては標高58.0メートルから標高78.5メートルまでの容量20,000,000立方メートルを利用して行うものとする。

2 洪水に達しない流水の調節は、洪水期においては標高72.0メートルから標高78.5メートルまでの容量9,680,000立方メートルを利用して行うものとする。

(水道用水の供給のための利用)

第11条 水道用水の供給は、洪水期にあつては、標高58.0メートルから標高72.0メートルまでの容量10,320,000立方メートル、非洪水期にあつては標高58.0メートルから標高78.5メートルまでの容量20,000,000立方メートルのうち、最大600,000立方メートルを利用して行うものとする。

(発電のための利用)

第12条 発電は、洪水期にあつては標高68.6メートルから標高72.0メートルまでの容量最大3,800,000立方メートル、非洪水期にあつては標高68.6メートルから標高78.5メートルまでの容量最大13,480,000立方メートルを利用して行うものとする。

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第13条 淀川ダム統管理事務所長(以下「所長」という。)は、京都地方気象台又は彦根地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

2 所長は、第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合その他細則で定める場合には、洪水警戒体制を執ることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第14条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 近畿地方建設局、発電所その他細則に定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。二 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置。

(予備放流)

第15条 所長は、洪水期において、水位が予備放流水位を超えている場合に、洪水調節を行う必要が生ずると認めるときは、水位を予備放流水位に低下させるため、毎秒840立方メートルの水量を限度として、ダムから放流を行うものとする。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要と認めるときには、当該限度にかかわらず、下流に支障を与えない限度の流量を限度として、ダムから放流を行うことができる。

(洪水調節)

第16条 所長は、洪水期においては、次の各号に定める方法により洪水調節を行わなければならない

ない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認めるときは、この限りでない。

一 流入量が毎秒840立方メートル以上のとき（次号に掲げるときを除く）は、毎秒840立方メートルの水量を放流すること。

二 流入量が毎秒840立方メートル以上で、かつ、減少し始めた時以後において、枚方地点の水位（枚方水位観測所に設置された水位計の測定値をいう。以下同じ。）が現に零点高（標高6.868メートルをいう。以下同じ。）+4.5メートルを超え、かつ、零点高+5.3メートルを超えるおそれがあるときから、枚方地点の水位が低下し始めたことを確認するときまでは、毎秒160立方メートルの水量を放流すること（以下「2次調節」という。）。ただし、2次調節を行うために必要な貯水池容量が不足すると予測されるときは、その開始を遅らせることができる。

三 2次調節の後は、毎秒840立方メートルの水量を限度として、放流量が流入量に等しくなる時まで放流すること。（洪水調節等の後における水位の低下）

第17条 所長は、前条の規定により洪水調節を行った後又は第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が制限水位を超えているときは、速やかに、水位を制限水位に低下させるため、毎秒840立方メートルの水量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認めるときには、当該限度にかかわらず、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムからの放流を行うことができる。

（琵琶湖の水位低下のための操作が行われているときの流水の放流）

第18条 所長は、前条の放流の後において、瀬田川洗堰において琵琶湖の水位低下のための操作が行われているときは、第16条の規定にかかわらず、流入量に相当する水量の流水をダムから放流することができる。

2 前項の放流の後において、水位が制限水位を超えているときは、速やかに、水位を制限水位に低下させるため、毎秒840立方メートルの水量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合には、当該限度にかかわらず、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行うことができる。

（洪水に達しない流水の調節）

第19条 所長は、洪水期において、気象、水象その他の状況により必要があると認める場合には、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

（洪水警戒体制の解除）

第20条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

（水位の上昇）

第21条 所長は、気象、水象その他の状況により予備放流水位を維持する必要がなくなったと認める場合には、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めるものとする。

第5章 貯留された流水の放流

（貯留された流水を放流することができる場合）

第22条 ダムによって貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号の一に該当する場合にダムから放流することができる。

- 一 非洪水期から洪水期に移行するに際し、水位を制限水位に低下させるとき。
 - 二 第29条の規定により、ゲートの点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
 - 三 前2号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由があるとき。
- 2 前項各号の一に該当する場合の放流量の限度は、毎秒840立方メートルとする。

(放流の原則)

第23条 所長は、ダムから放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(放流量)

第24条 ダムから放流を行う場合の放流量は、この規則に特別の定めがある場合にあつては、当該規定に定める水量、その他の場合にあつては流入量に相当する水量からそれぞれ発電所の使用水量を控除した水量を超えてはならない。

(瀬田川洗堰から流水の正常な機能の維持等のための放流が行われている場合の放流)

第25条 所長は、瀬田川洗堰からその下流の淀川の流水の正常な機能の維持並びに水道用水及び工業用水の供給のための放流が行われている場合においては、当該放流量に相当する水量から発電所の使用水量を控除した水量を下回らない水量の流水をダムから放流しなければならない。

(放流量等の決定)

第26条 所長は、ダムから放流を行おうとする場合には、発電所の使用水量を確認して放流の時期及び放流量を決定しなければならない。

2 所長は、前項の決定をしようとする場合において、当該ダムからの放流が第22条第1項又は第25条の規定による放流であるときは、あらかじめ発電所に連絡するものとする。

(放流に関する通知等)

第27条 所長は、ダムから放流を行うことによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則に定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲートの操作)

第28条 ダムから放流を行う場合のゲートの操作については、細則で定める。

第6章 点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第29条 所長は、細則で定めるところにより、ダム、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

(観測)

第30条 所長は、細則で定めるところにより、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

(記録)

第31条 所長は、細則に定めるところにより、ゲートの操作、第29条の規定による計測、点検及び整備並びに前条の規定による観測について記録しておかななければならない。

第7章 雑則

(細則)

第32条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続その他の細則は、近畿地方建設局長が定める。

附 則

この訓令は、平成5年2月18日から適用する。

琵琶湖開発施設に関する施設管理規程

平成 4 年 2 月 24 日

水公規程平成 4 年第 3 号

〔沿革〕平成 16 年 2 月 24 日 水機規程平成 15 年度第 49 号改正

平成 22 年 11 月 15 日 水機規程平成 22 年度第 18 号改正

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 琵琶湖の水位等（第 4 条—第 11 条）
- 第 3 章 施設の操作に関する基本事項（第 12 条・第 13 条）
- 第 4 章 施設の操作の方法等（第 14 条—第 21 条）
- 第 5 章 洪水警戒体制（第 22 条—第 24 条）
- 第 6 章 維持及び修繕等（第 25 条—第 27 条）
- 第 7 章 業務の委託（第 28 条）
- 第 8 章 管理に要する費用（第 29 条）
- 第 9 章 雑則（第 30 条）
- 附則

第 1 章 総則

（通則）

第 1 条 この規程は、独立行政法人水資源機構法（平成 14 年法律第 182 号。以下「機構法」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構（以下本則において「機構」という。）が琵琶湖開発事業により生じた施設（以下「琵琶湖開発施設」という。）の管理を行うために必要な事項を定めるものとする。

（管理を行うべき施設）

第 2 条 機構が管理を行うべき施設は、別表に掲げる施設とする。

（管理の目的）

第 3 条 琵琶湖開発施設の管理は、治水並びに水道用水及び工業用水の供給をその目的とする。

第 2 章 琵琶湖の水位等

（洪水期及び非洪水期）

第 4 条 洪水期及び非洪水期は、次の各号に定める期間とする。

- 一 洪水期 6 月 16 日から 10 月 15 日までの期間
- 二 非洪水期 10 月 16 日から翌年 6 月 15 日までの期間

(基準水位)

第5条 琵琶湖の基準水位（以下本則において「基準水位」という。）は、T.P.+84.371メートルとする。

(琵琶湖の水位等)

第6条 琵琶湖の水位は、片山、彦根、大溝、堅田及び三保ヶ崎の各水位観測所に設置された水位計の測定値の平均値とする。

2 内水位は、水門、樋門若しくは樋管（以下「水門等」という。）の上流側（流入河川に設置された水門等の上流側又は湖岸堤の堤内地側をいう。以下本則において同じ。）に設置された水位計により測定される水位とする。

3 外水位は、水門等の下流側（流入河川に設置された水門等の下流側又は湖岸堤の堤外地側をいう。以下本則において同じ。）に設置された水位計により測定される水位とする。

(計画高水位)

第7条 琵琶湖の計画高水位（以下本則において「計画高水位」という。）は、基準水位+1.40メートルとする。

(常時満水位)

第8条 琵琶湖の常時満水位（以下本則において「常時満水位」という。）は、基準水位+0.30メートルとする。

(制限水位)

第9条 洪水期における琵琶湖の制限水位（以下本則において「制限水位」という。）は、次の各号に掲げる期間において、それぞれ当該各号に定める水位とする。

- 一 6月16日から8月31日までの期間 基準水位-0.20メートル
- 二 9月1日から10月15日までの期間 基準水位-0.30メートル

(利用低水位)

第10条 琵琶湖の利用低水位（以下本則において「利用低水位」という。）は、基準水位-1.50メートルとする。

(補償対策水位)

第11条 琵琶湖の補償対策水位は、基準水位-2.00メートルとする。

第3章 施設の操作に関する基本事項

(治水)

第12条 治水は、計画高水位を基準水位+1.40メートル、常時満水位を基準水位+0.30メートル、制限水位を6月16日から8月31日までは基準水位-0.20メートル、

9月1日から10月15日までは基準水位 -0.30 メートルとして、瀬田川洗堰の操作と併せて琵琶湖周辺の洪水を防御するとともに下流淀川の洪水流量の低減を図るものとする。

(水道用水及び工業用水の供給)

第13条 水道用水及び工業用水の供給は、常時満水位を基準水位 $+0.30$ メートル、利用低水位を基準水位 -1.50 メートルとして、枚方地点において、次の各号に掲げる用水について、それぞれ当該各号に定める水量(合計最大毎秒40立方メートル)の取水を確保できるよう放流して行うものとする。ただし、非常渇水時における操作については、国土交通大臣の決定に基づき行うものとする。

- 一 大阪広域水道企業団水道用水 最大毎秒16.890立方メートル
- 二 大阪市水道用水 最大毎秒7.485立方メートル
- 三 守口市水道用水 最大毎秒0.281立方メートル
- 四 枚方市水道用水 最大毎秒0.793立方メートル
- 五 尼崎市水道用水 最大毎秒0.236立方メートル
- 六 西宮市水道用水 最大毎秒0.136立方メートル
- 七 伊丹市水道用水 最大毎秒0.371立方メートル
- 八 阪神水道企業団水道用水 最大毎秒5.114立方メートル
- 九 大阪広域水道企業団工業用水 最大毎秒6.063立方メートル
- 十 神戸市工業用水 最大毎秒0.830立方メートル
- 十一 尼崎市工業用水 最大毎秒1.304立方メートル
- 十二 西宮市工業用水 最大毎秒0.292立方メートル
- 十三 伊丹市工業用水 最大毎秒0.205立方メートル

第4章 施設の操作の方法等

(瀬田川洗堰の改築により生じた施設の操作等)

第14条 瀬田川洗堰の改築により生じた施設の操作は、国土交通大臣による瀬田川洗堰の放流量の決定に基づいて行うものとする。

- 2 瀬田川洗堰の改築により生じた施設に関する操作及び当該操作に係る通知等、洪水警戒体制並びに維持及び修繕等(以下「操作等」という。)は、別記第1「瀬田川洗堰操作要領」並びに第21条及び第6章に定めるところにより行うものとする。

(大同川水門等の操作等)

第14条の2 大同川水門、大同川排水機場及び大同川給水機場に関する操作等は、別記第2「大同川水門等操作要領」に定めるところにより行うものとする。

(津田江南水門等の操作等)

第14条の3 津田江南水門及び津田江北水門、津田江排水機場、津田江給水機場並び

に津田江南起伏堰及び津田江北起伏堰に関する操作等は、別記第3「津田江南水門等操作要領」に定めるところにより行うものとする。

(木浜南給水機場等の操作等)

第14条の4 木浜南給水機場及び木浜中央給水機場並びにこれらに関連する起伏堰に関する操作等は、別記第4「木浜南給水機場等操作要領」に定めるところにより行うものとする。

(堀川水門等の操作等)

第15条 堀川水門及び堀川排水機場に関する操作等は、別記第5「堀川水門等操作要領」に定めるところにより行うものとする。

(その他の施設の操作等)

第16条 琵琶湖開発施設のうち第14条から前条までの規定による別記第1から別記第5までに係る施設以外のものに関する操作等は、次条から第21条まで並びに第5章及び第6章に定めるところにより行うものとする。

(水門等の操作)

第17条 琵琶湖開発総合管理所長（以下本則において「所長」という。）は、水門等に係る外水位が上昇し、琵琶湖からの洪水の逆流を防止する必要があると認めるときは、当該水門等のゲートを全閉するものとする。

- 2 所長は、細則で定める水門等において、外水位が低下し、内水位を保持する必要があると認めるときは、当該水門等のゲートについて必要な操作を行うものとする。
- 3 前2項に規定する操作を行った場合において、水門等の上流側からの洪水の安全な流下を図る必要があると認めるときは、当該水門等のゲートについて必要な操作を行うものとする。
- 4 前3項に規定する操作を行った場合において、一般の舟運の確保のため閘門ゲートを操作する必要があると認めるときは、当該閘門ゲートを操作するものとする。
- 5 所長は、第1項、第2項及び第3項に規定する場合以外のときは、水門等のゲートを全開しておくものとする。

(排水機場の操作)

第18条 所長は、内水排除を行う必要があると認めるときは、排水機場を操作して、必要な排水を行うものとする。

(操作方法の特例)

第19条 所長は、点検、整備その他やむを得ない事情があると認めるときは、前2条に規定する操作方法以外の方法により水門等又は排水機場を操作することができる。

(操作の原則)

第 20 条 所長は、前 3 条に規定する水門等又は排水機場の操作を行おうとするときは、その上流側又は下流側に急激な水位の変動が生じないように配慮しなければならない。

(通知等)

第 21 条 所長は、琵琶湖開発施設を操作することにより、流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、あらかじめ、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

第 5 章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制)

第 22 条 所長は、次の各号の一に該当する場合においては、洪水警戒体制を執らなければならない。

- 一 彦根地方気象台から滋賀県内の降雨に関する注意報又は警報が発せられた場合において、所長が必要と認めるとき。
- 二 国土交通省琵琶湖河川事務所から洪水警戒体制を発令した旨の連絡があり、所長が必要と認めるとき。
- 三 滋賀県知事から水防体制を発令した旨の連絡があり、所長が必要と認めるとき。
- 四 その他所長が必要と認めるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第 23 条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに、次の各号に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 関西支社、国土交通省琵琶湖河川事務所、滋賀県その他の関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- 二 湖岸堤及び管理用道路の巡視、点検その他必要な措置
- 三 水門、樋門、樋管及び排水機場並びにこれらの施設の操作を行うために必要な設備の点検、整備その他必要な措置

(洪水警戒体制の解除)

第 24 条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合には、これを解除しなければならない。

第 6 章 維持及び修繕等

(維持及び修繕)

第 25 条 所長は、琵琶湖開発施設（第 14 条の 2 から第 15 条までの規定による別記第

2 から別記第 5 までに係る施設を除く。次条において同じ。) の機能を保全するため、適時かつ適切に必要な維持及び修繕を行わなければならない。

(観測)

第 26 条 所長は、琵琶湖開発施設の操作を行うため、必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

(記録)

第 27 条 所長は、第 14 条及び第 17 条から第 19 条までの規定による操作、第 25 条の規定による維持及び修繕又は前条の規定による観測を行ったときは、これらに関する事項を記録しておかななければならない。

第 7 章 業務の委託

(業務の委託)

第 28 条 機構は、瀬田川洗堰の改築により生じた施設の操作等に関する業務を国土交通省近畿地方整備局長に委託するものとする。

第 8 章 管理に要する費用

(管理に要する費用)

第 29 条 機構は、治水に係る費用として、管理に要する費用の額（以下「管理費用の額」という。）に 1,000 分の 201 を乗じて得た額の交付金の交付を、機構法第 22 条第 1 項の規定により、国から受けるものとする。

2 機構は、水道用水に係る費用として、次の各号に掲げる者に対し、管理費用の額に 1,000 分の 799 を乗じて得た額に、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額を、機構法第 25 条第 1 項及びこれに基づく政令の規定により、負担させるものとする。

一 大阪広域水道企業団 1,000 分の 422.2

二 大阪市 1,000 分の 187.1

三 守口市 1,000 分の 7.0

四 枚方市 1,000 分の 19.8

五 尼崎市 1,000 分の 5.9

六 西宮市 1,000 分の 3.4

七 伊丹市 1,000 分の 9.3

八 阪神水道企業団 1,000 分の 127.9

3 機構は、工業用水に係る費用として、次の各号に掲げる者に対し、管理費用の額に 1,000 分の 799 を乗じて得た額に、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額を、機構法第 25 条第 1 項及びこれに基づく政令の規定により、負担させるものとする。

- 一 大阪広域水道企業団 1,000 分の 151.6
- 二 神戸市 1,000 分の 20.8
- 三 尼崎市 1,000 分の 32.6
- 四 西宮市 1,000 分の 7.3
- 五 伊丹市 1,000 分の 5.1

第9章 雑則

(細則)

第30条 この規程を実施するために必要な細則は、別に定める。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から実施する。
- 2 瀬田川洗堰操作規則（水公規程平成4年第6号）、大同川水門等操作規則（水公規程平成4年第7号）、津田江南水門等操作規則（水公規程平成4年第8号）、木浜南給水機場等操作規則（水公規程平成4年第9号）及び堀川水門等操作規則（水公規程平成4年第10号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日（機構法第16条第1項の規定による主務大臣の認可が同日以後となった場合にあっては当該認可を受けた日の翌日）から実施する。

別記第1（第14条関係）

瀬田川洗堰操作要領

目次

- 第1章 総則（第1—第3）
- 第2章 琵琶湖の水位等（第4—第11）
- 第3章 琵琶湖周辺の洪水防御及び下流淀川の洪水流量の低減のための操作等（第12—第17）
- 第4章 流水の正常な機能の維持並びに水道用水及び工業用水の供給のための操作（第18・第19）
- 第5章 放流及びゲート等の操作（第20—第23）
- 第6章 点検、整備等（第24—第26）
- 第7章 雑則（第27）

第1章 総則

(通則)

第1 瀬田川洗堰（国土交通省近畿地方整備局長（以下この要領において「局長」という。）が管理する同堰の既設部分及び独立行政法人水資源機構が管理し、その操作等に関する業務を局長に委託した同堰の改築により生じた施設をいう。以下この要領において「洗堰」という。）の操作等については、この要領の定めるところによる。

(堰の用途)

第2 洗堰は、琵琶湖周辺の洪水防御、琵琶湖の水位の維持、洗堰下流の淀川（以下この要領において「下流淀川」という。）の洪水流量の低減及び流水の正常な機能の維持並びに水道用水及び工業用水の供給をその用途とする。

(操作の原則)

第3 洗堰の操作は、国土交通省琵琶湖河川事務所長（以下この要領において「所長」という。）が行うものとする。

第2章 琵琶湖の水位等

(洪水期及び非洪水期)

第4 洪水期及び非洪水期は、次の各号に定める期間とする。

- 一 洪水期 6月16日から10月15日までの期間
- 二 非洪水期 10月16日から翌年6月15日までの期間

(かんがい期及び非かんがい期)

第5 かんがい期及び非かんがい期は、次の各号に定める期間とする。

- 一 かんがい期 6月15日から9月20日までの期間
- 二 非かんがい期 9月21日から翌年6月14日までの期間

(基準水位)

第6 琵琶湖の基準水位（以下この要領において「基準水位」という。）は、T.P. +84.371メートルとする。

(琵琶湖の水位)

第7 琵琶湖の水位は、片山、彦根、大溝、堅田及び三保ヶ崎の各水位観測所に設置された水位計の測定値の平均値とする。

(計画高水位)

第8 琵琶湖の計画高水位は、基準水位+1.40メートルとする。

(常時満水位)

第9 琵琶湖の常時満水位は、基準水位+0.30メートルとする。

(制限水位)

第10 洪水期における琵琶湖の制限水位は、次の各号に掲げる期間において、それぞれ当該各号に定める水位とする。

- 一 6月16日から8月31日までの期間 基準水位-0.20メートル
- 二 9月1日から10月15日までの期間 基準水位-0.30メートル

(利用低水位)

第11 琵琶湖の利用低水位は、基準水位-1.50メートルとする。

第3章 琵琶湖周辺の洪水防御及び下流淀川の洪水流量の低減のための操作等

(洪水警戒体制)

第12 所長は、次の各号の一に該当する場合においては、洪水警戒体制を執らなければならない。

- 一 国土交通省近畿地方整備局(以下この要領において「局」という。)及び大阪管区気象台から淀川洪水予報が発せられたとき。
- 二 国土交通省琵琶湖河川事務所又は淀川河川事務所から淀川に係る水防警報が発せられたとき。
- 三 彦根地方気象台から滋賀県の降雨に関する注意報又は警報が発せられた場合において、所長が必要と認めるとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、所長が必要と認めるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第13 所長は、第12の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 局、国土交通省淀川ダム統管理事務所、淀川河川事務所、滋賀県、独立行政法人水資源機構琵琶湖開発総合管理所、彦根地方気象台その他の関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- 二 ゲート及びゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他洗堰の操作に関し必要な措置
- 三 洗堰を操作する必要があると見込まれる場合においては、当該操作に必要な要員を確保すること。

(琵琶湖周辺の洪水防御)

第14 所長は、琵琶湖の水位が、洪水期にあつては制限水位を、非洪水期にあつては常時満水位を超えているとき又は超えることが予測されるときは、洗堰からの

放流により、琵琶湖の水位をこれらの水位に低下させ、又は琵琶湖の水位の上昇を抑制しなければならない。

- 2 所長は、前項の場合において、琵琶湖周辺の洪水を防御するため、速やかに、水位を低下させ、又は水位の上昇を抑制する必要があるときは、洗堰の既設部分を全開しなければならない。

(下流淀川の洪水流量の低減)

第 15 所長は、次の各号に掲げる場合においては、第 14 の規定にかかわらず、洗堰からの放流量を当該各号に定める流量以下に制限しなければならない。

- 一 天ヶ瀬ダムにおいて予備放流のための操作が行われているとき 毎秒 200 立方メートル
- 二 天ヶ瀬ダムにおいて洪水調節の後の水位低下のための操作が行われているとき 毎秒 300 立方メートル

- 2 所長は、第 14 の規定にかかわらず、天ヶ瀬ダムにおいて洪水調節が開始されたときから洪水調節の後の水位低下のための操作が開始されるまで、洗堰を全閉しなければならない。

- 3 所長は、第 14 の規定にかかわらず、枚方地点の水位(枚方水位観測所に設置された水位計の測定値をいう。以下この要領において同じ。)が現に零点高(O. P. +6.868 メートルをいう。以下この要領において同じ。)+3.0 メートルを超え、かつ零点高+5.3 メートルを超えるおそれがあるときから枚方地点の水位が低下し始めたことを確認するまで、洗堰を全閉しなければならない。

(非常洪水時の操作)

第 16 琵琶湖周辺又は下流淀川において重大な洪水被害が生じ、若しくは生ずるおそれがある場合における洗堰の操作は、第 14 及び第 15 の規定によらないことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第 17 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

第 4 章 流水の正常な機能の維持並びに水道用水及び工業用水の供給のための操作

(流水の正常な機能の維持並びに水道用水及び工業用水の供給)

第 18 所長は、下流淀川の流水の正常な機能の維持並びに水道用水及び工業用水の供給のため必要があると認める場合においては、第 19 の規定による非常渇水時の操作を行うときを除き、高山ダム、青蓮寺ダム及び日吉ダムからの供給と併せて、枚方地点において、かんがい期にあつては毎秒 186.51 立方メートル、非かんがい

期にあつては毎秒 169.71 立方メートルを限度として必要な流量を確保するため、これに必要な流水を洗堰から放流しなければならない。

2 前項の操作は、琵琶湖の水位の維持に配慮して行うものとする。

(非常渇水時の操作)

第 19 琵琶湖の水位が利用低水位を下回る場合における洗堰の操作については、国土交通大臣が関係府県知事の意見を聴いて決定する。

第 5 章 放流及びゲート等の操作

(洗堰の操作)

第 20 洗堰の操作は、第 14 から第 16 まで並びに第 18 及び第 19 に規定する場合のほか、次の各号の一に該当する場合において行うことができる。

- 一 第 10 第 1 号又は第 2 号の期間に移行するに際し、琵琶湖の水位をそれぞれ当該制限水位に低下させるとき。
- 二 第 24 の規定により、ゲート又はバルブ（以下この要領において「ゲート等」という。）の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- 三 前 2 号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由があるとき。

(放流量の変更)

第 21 所長は、洗堰からの放流量を変更する場合においては、洗堰上流の水位及び流速並びに洗堰下流の水位に急激な変動を生じないように努めなければならない。

(放流に関する通知等)

第 22 所長は、洗堰からの放流量の変更によって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するために必要があると認めるときは、細則で定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲート等の操作)

第 23 洗堰のゲート等の操作については、この規則に定めるもののほか細則で定める。

第 6 章 点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第 24 所長は、洗堰及び洗堰に係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

(観測)

第 25 所長は、細則で定めるところにより、洗堰の操作に必要な気象及び水象の観

測を行わなければならない。

(記録)

第 26 所長は、細則で定めるところにより、ゲート等の操作、第 24 の規定による計測、点検及び整備並びに第 25 の規定による観測について記録しておかなければならない。

第 7 章 雑則

(細則)

第 27 この要領に定めるもののほか、この要領の実施のため必要な手続その他の細則は、別に定める。

別記第 2 (第 14 条の 2 関係)

大同川水門等操作要領

目次

- 第 1 章 総則 (第 1—第 3)
- 第 2 章 水門、排水機場及び給水機場の操作等 (第 4—第 10)
- 第 3 章 洪水警戒体制 (第 11—第 13)
- 第 4 章 維持及び修繕等 (第 14—第 16)
- 第 5 章 雑則 (第 17)

第 1 章 総則

(通則)

第 1 大同川水門 (以下この要領において「水門」という。)、大同川排水機場 (以下この要領において「排水機場」という。) 及び大同川給水機場 (以下この要領において「給水機場」という。) の操作等については、この要領の定めるところによる。

(操作の目的)

第 2 水門、排水機場及び給水機場の操作は、琵琶湖からの洪水の逆流防止及びこれに伴う水門の上流域の内水排除、水門の上流側の水位保持並びに舟運を目的とする。

(水位)

第 3 琵琶湖の基準水位 (以下この要領において「基準水位」という。) は、T. P. +84.371 メートルとする。

2 内水位は、水門の上流側に設置された水位計により測定される水位とする。

3 外水位は、水門の下流側に設置された水位計により測定される水位とする。

第2章 水門、排水機場及び給水機場の操作等

(琵琶湖からの洪水の逆流防止等のための操作)

第4 琵琶湖開発総合管理所長（以下この要領において「所長」という。）は、外水位が上昇し、琵琶湖からの洪水の逆流を防止する必要があると認めるときは、水門のゲートを全閉し、排水機を運転して、排水を行うものとする。

2 前項の規定による排水機の運転中において、内水位が外水位より高くなり、水門の上流側からの洪水の安全な流下を図る必要があると認める場合は、水門のゲート（閘門ゲートを除く。）を順次開き、全開後は排水機の運転を停止するものとする。

3 前項の規定による操作を行った場合において、水門からの流出量が排水機の吐出能力以下に低下したときは、水門のゲートを全閉し、排水機を運転して、排水を行うものとする。

4 所長は、外水位が低下し、琵琶湖からの洪水の逆流を防止する必要がなくなったと認めるときは、排水機の運転を停止し、水門のゲートを全開するものとする。

(水門上流側の水位保持のための操作)

第5 所長は、外水位が低下し、内水位が次の各号に規定する水位（以下この要領において「保持すべき水位」という。）を下回るときは、その水位を保持できるように水門の閘門ゲート、制水ゲート及び調節ゲート下段扉を閉塞するものとする。

一 3月22日から9月15日までの期間においては、基準水位-0.07メートル

二 9月16日から翌年3月21日までの期間においては、基準水位-0.27メートル

2 前項に規定する操作を行った場合において、なお、内水位が保持すべき水位より低下したときは、給水機を運転し、必要な給水を行うものとする。

3 第1項に規定する操作を行った場合において、降雨等で内水位が上昇し、水門の上流側からの洪水の安全な流下を図る必要があると認めるときは、水門のゲート（閘門ゲートを除く。）を順次開き、内水位を保持すべき水位以下に下げものとする。

4 所長は、外水位が保持すべき水位以上に上昇したときは、給水機の運転を停止し、水門のゲートを全開するものとする。

(平常時の操作)

第6 所長は、第4及び第5に規定する場合以外のときは、水門のゲートを全開しておくものとする。

(閘門ゲートの操作)

第7 所長は、一般の舟運の確保のため必要があると認めるときは、細則で定める

ところにより、閘門ゲートを操作するものとする。

(操作方法の特例)

第8 所長は、次の各号の一に該当する場合は、第4から第7までに規定する操作方法以外の方法により、水門、排水機場又は給水機場を操作することができる。

- 一 点検又は整備を行う必要があるとき。
- 二 その他やむを得ない事情があると認めるとき。

(操作の原則)

第9 所長は、第4から第8までに規定する水門、排水機場又は給水機場の操作を行おうとするときは、その上流側又は下流側に急激な水位の変動が生じないように配慮しなければならない。

(通知等)

第10 所長は、水門、排水機場又は給水機場を操作することにより、流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、あらかじめ、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

第3章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制)

第11 所長は、次の各号の一に該当する場合においては、洪水警戒体制を執らなければならない。

- 一 彦根地方気象台から滋賀県内の降雨に関する注意報又は警報が発せられた場合において、所長が必要と認めるとき。
- 二 国土交通省琵琶湖河川事務所長から洪水警戒体制を発令した旨の連絡があり、所長が必要と認めるとき。
- 三 滋賀県知事から水防体制を発令した旨の連絡があり、所長が必要と認めるとき。
- 四 その他所長が必要と認めるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第12 所長は、第11の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに、次の各号に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 関西支社、国土交通省琵琶湖河川事務所、滋賀県その他の関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- 二 水門及び排水機場並びにこれらの施設の操作を行うために必要な設備の点

検、整備その他必要な措置

三 水門及び排水機場の操作を行う必要があると予想される場合においては、当該操作に必要な要員を確保すること。

(洪水警戒体制の解除)

第 13 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合には、これを解除しなければならない。

第 4 章 維持及び修繕等

(維持及び修繕)

第 14 所長は、水門、排水機場及び給水機場の機能を保全するため、適時かつ適切に必要な維持及び修繕を行わなければならない。

(観測)

第 15 所長は、水門、排水機場及び給水機場の操作を行うため、必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

(記録)

第 16 所長は、第 4、第 5、第 7 若しくは第 8 の規定による操作、第 14 の規定による維持及び修繕又は第 15 の規定による観測を行ったときは、これらに関する事項を記録しておかななければならない。

第 5 章 雑則

(細則)

第 17 この要領を実施するために必要な細則は、別に定める。

別記第 3 (第 14 条の 3 関係)

津田江南水門等操作要領

目次

第 1 章 総則 (第 1—第 3)

第 2 章 水門、排水機場、給水機場及び起伏堰の操作等 (第 4—第 10)

第 3 章 洪水警戒体制 (第 11—第 13)

第 4 章 維持及び修繕等 (第 14—第 16)

第 5 章 雑則 (第 17)

第1章 総則

(通則)

第1 津田江南水門（以下この要領において「南水門」という。）及び津田江北水門（以下この要領において「北水門」という。）、津田江排水機場（以下この要領において「排水機場」という。）、津田江給水機場（以下この要領において「給水機場」という。）並びに津田江南起伏堰及び津田江北起伏堰（以下この要領において「起伏堰」と総称する。）の操作等については、この要領の定めるところによる。

(操作の目的)

第2 南水門及び北水門（以下この要領において「水門」と総称する。）、排水機場、給水機場並びに起伏堰の操作は、琵琶湖からの洪水の逆流防止及びこれに伴う水門の上流域（湖岸堤の堤内地側の流域をいう。）の内水排除、水門の上流側（湖岸堤の堤内地側をいう。以下この要領において同じ。）の水位保持その他給水並びに舟運を目的とする。

(水位)

第3 琵琶湖の基準水位（以下この要領において「基準水位」という。）は、T. P. +84.371メートルとする。

- 2 内水位は、南水門の上流側に設置された水位計により測定される水位とする。
- 3 外水位は、南水門の下流側（湖岸堤の堤外地側をいう。以下この要領において同じ。）に設置された水位計により測定される水位とする。

第2章 水門、排水機場、給水機場及び起伏堰の操作等

(琵琶湖からの洪水の逆流防止等のための操作)

第4 琵琶湖開発総合管理所長（以下この要領において「所長」という。）は、外水位が上昇し、琵琶湖からの洪水の逆流を防止する必要があると認めるときは、水門のゲートを全閉し、排水機を運転して、排水を行うものとする。

- 2 前項の規定による排水機の運転中において、内水位が外水位より高くなり、水門の上流側からの洪水の安全な流下を図る必要があると認める場合は、水門のゲート（閘門ゲートを除く。）を順次開き、全開後は排水機の運転を停止するものとする。
- 3 前項の規定による操作を行った場合において、水門からの流出量が排水機の吐出能力以下に低下したときは、水門のゲートを全閉し、排水機を運転して、排水を行うものとする。
- 4 所長は、外水位が低下し、琵琶湖からの洪水の逆流を防止する必要がなくなったと認めるときは、排水機の運転を停止し、水門のゲートを全開するものとする。

(水門上流側の水位保持その他給水のための操作)

- 第5 所長は、外水位が低下し、内水位が基準水位-0.30メートル（以下この要領において「保持すべき水位」という。）を下回るときは、その水位を保持できるように、水門のゲートを閉塞し、起伏堰のゲートを起立させるものとする。
- 2 前項に規定する操作を行った場合において、なお、内水位が保持すべき水位より低下したときは、給水機を運転し、必要な給水を行うものとする。
- 3 所長は、前項の規定による場合のほか、給水の必要があると認めるときは、給水機を運転することができるものとする。
- 4 第1項に規定する操作を行った場合において、降雨等で内水位が上昇し、水門の上流側からの洪水の安全な流下を図る必要があると認めるときは、水門のゲート（閘門を除く。）を順次開き、起伏堰のゲートを倒伏させ、内水位を保持すべき水位以下に下げるものとする。
- 5 所長は、外水位が保持すべき水位以上に上昇したときは、給水機の運転を停止し、起伏堰のゲートを倒伏させ、水門のゲートを全開するものとする。

(平常時の操作)

- 第6 所長は、第4及び第5に規定する場合以外のときは、水門のゲートを全開し、起伏堰のゲートを倒伏させておくものとする。

(閘門ゲートの操作)

- 第7 所長は、一般の舟運の確保のため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、閘門ゲートを操作するものとする。

(操作方法の特例)

- 第8 所長は、次の各号の一に該当する場合は、第4から第7までに規定する操作方法以外の方法により、水門、排水機場、給水機場又は起伏堰を操作することができる。
- 一 点検又は整備を行う必要があるとき。
 - 二 その他やむを得ない事情があるとき。

(操作の原則)

- 第9 所長は、第4から第8までに規定する水門、排水機場、給水機場又は起伏堰の操作を行おうとするときは、その上流側又は下流側に急激な水位の変動が生じないよう配慮しなければならない。

(通知等)

- 第10 所長は、水門、排水機場、給水機場又は起伏堰を操作することにより、流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を

防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、あらかじめ、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

第3章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制)

第11 所長は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

- 一 彦根地方気象台から滋賀県内の降雨に関する注意報又は警報が発せられた場合において、所長が必要と認めるとき。
- 二 国土交通省琵琶湖河川事務所から洪水警戒体制を発令した旨の連絡があり、所長が必要と認めるとき。
- 三 滋賀県知事から水防体制を発令した旨の連絡があり、所長が必要と認めるとき。
- 四 その他所長が必要と認めるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第12 所長は、第11の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに、次の各号に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 関西支社、国土交通省琵琶湖河川事務所、滋賀県その他の関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- 二 湖岸堤及び管理用道路の巡視、点検その他必要な措置
- 三 水門及び排水機場並びにこれらの施設の操作を行うために必要な設備の点検、整備その他必要な措置
- 四 水門及び排水機場の操作を行う必要があると予想される場合においては、当該操作に必要な要員を確保すること。

(洪水警戒体制の解除)

第13 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合には、これを解除しなければならない。

第4章 維持及び修繕等

(維持及び修繕)

第14 所長は、水門、排水機場、給水機場及び起伏堰の機能を保全するため、適時かつ適切に必要な維持及び修繕を行わなければならない。

(観測)

第15 所長は、水門、排水機場、給水機場及び起伏堰の操作を行うため、必要な気

象及び水象の観測を行わなければならない。

(操作に関する記録等)

第 16 所長は、第 4、第 5、第 7 若しくは第 8 の規定による操作、第 14 の規定による維持及び修繕又は第 15 の規定による観測を行ったときは、これらに関する事項を記録しておかなければならない。

第 5 章 雑則

(細則)

第 17 この要領を実施するために必要な細則は、別に定める。

別記第 4 (第 14 条の 4 関係)

木浜南給水機場等操作要領

目次

- 第 1 章 総則 (第 1—第 3)
- 第 2 章 給水機場及び起伏堰の操作等 (第 4—第 8)
- 第 3 章 洪水警戒体制 (第 9—第 11)
- 第 4 章 維持及び修繕等 (第 12—第 14)
- 第 5 章 雑則 (第 15)

第 1 章 総則

(通則)

第 1 木浜南給水機場及び木浜中央給水機場 (以下この要領において「給水機場」と総称する。)並びに付表第 1 に掲げる起伏堰 (以下この要領において「起伏堰」という。)の操作等については、この要領の定めるところによる。

(操作の目的)

第 2 給水機場及び起伏堰の操作は、付表第 2 に掲げる樋門の操作と併せて、当該樋門の上流側 (湖岸堤の堤内地側をいう。以下この要領において同じ。)の水位保持その他給水を目的とする。

(水位)

- 第 3 琵琶湖の基準水位 (以下この要領において「基準水位」という。)は、T. P. +84.371 メートルとする。
- 2 内水位は、木浜第 2 樋門の上流側に設置された水位計により測定される水位とする。
 - 3 外水位は、法竜川水門の下流側 (湖岸堤の堤外地側をいう。以下この要領にお

いて同じ。)に設置された水位計により測定される水位とする。

第2章 給水機場及び起伏堰の操作等

(起伏堰上流側の水位保持その他給水のための操作)

第4 琵琶湖開発総合管理所長(以下この要領において「所長」という。)は、外水位が低下し、内水位が基準水位-0.30メートル(以下この要領において「保持すべき水位」という。)を下回るときは、その水位を保持できるように起伏堰のゲートを起立させるものとする。

2 前項の規定による操作を行った場合において、なお、内水位が保持すべき水位より低下したときは、給水機を運転し、必要な給水を行うものとする。

3 所長は、前項の規定による場合のほか、給水の必要があると認めるときは、給水機を運転することができるものとする。

4 第1項に規定する操作を行った場合において、降雨等で内水位が上昇し、起伏堰の上流側からの洪水の安全な流下を図る必要があると認めるときは、起伏堰のゲートを倒伏させ、内水位を保持すべき水位以下に下げるものとする。

5 所長は、外水位が保持すべき水位以上に上昇したときは、給水機の運転を停止し、起伏堰のゲートを倒伏させるものとする。

(平常時の操作)

第5 所長は、第4に規定する場合以外のときは、起伏堰のゲートを倒伏させておくものとする。

(操作方法の特例)

第6 所長は、次の各号の一に該当する場合は、第4及び第5に規定する操作方法以外の方法により、給水機場又は起伏堰を操作することができる。

- 一 点検又は整備を行う必要があるとき。
- 二 その他やむを得ない事情があると認めるとき。

(操作の原則)

第7 所長は、第4から第6までに規定する給水機場又は起伏堰の操作を行おうとするときは、その上流側又は下流側に急激な水位の変動が生じないように配慮しなければならない。

(通知等)

第8 所長は、給水機場又は起伏堰を操作することにより、流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、あらかじめ、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

第3章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制)

第9 所長は、次の各号の一に該当する場合には、洪水警戒体制を執らなければならない。

- 一 彦根地方気象台から滋賀県内の降雨に関する注意報又は警報が発せられた場合において、所長が必要と認めるとき。
- 二 国土交通省琵琶湖河川事務所から洪水警戒体制を発令した旨の連絡があり、所長が必要と認めるとき。
- 三 滋賀県知事から水防体制を発令した旨の連絡があり、所長が必要と認めるとき。
- 四 その他所長が必要と認めるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第10 所長は、第9の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに、次の各号に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 関西支社、国土交通省琵琶湖河川事務所、滋賀県その他の関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- 二 湖岸堤及び管理用道路の巡視、点検その他の必要な措置
- 三 付表第2に掲げる樋門及びこれらの施設の操作を行うために必要な設備の点検、整備その他必要な措置
- 四 付表第2に掲げる樋門の操作を行う必要があると予想される場合においては、当該操作に必要な要員を確保すること。

(洪水警戒体制の解除)

第11 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

第4章 維持及び修繕等

(維持及び修繕)

第12 所長は、給水機場及び起伏堰の機能を保全するため、適時かつ適切に必要な維持及び修繕を行わなければならない。

(観測)

第13 所長は、給水機場及び起伏堰の操作を行うため、必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

(記録)

第14 所長は、第4若しくは第6の規定による操作、第12の規定による維持及び

修繕又は第13の規定による観測を行ったときは、これらに関する事項を記録しておかなければならない。

第5章 雑則

(細則)

第15 この要領を実施するために必要な細則は、別に定める。

付表第1 (第1関係)

起伏堰の名称

名 称
新田橋起伏堰
水保橋起伏堰
港橋起伏堰
木浜橋起伏堰
木浜起伏堰

付表第2 (第2関係)

樋門の名称

名 称
新田橋樋門
水保橋樋門
木浜橋樋門

別記第5 (第15条関係)

堀川水門等操作要領

目次

第1章 総則 (第1—第3)

第2章 水門及び排水機場の操作等 (第4—第8)

第3章 洪水警戒体制 (第9—第11)

第4章 維持及び修繕等 (第12—第14)

第5章 雑則（第15）

第1章 総則

（通則）

第1 堀川水門（以下この要領において「水門」という。）及び堀川排水機場（以下この要領において「排水機場」という。）の操作等については、この要領の定めるところによる。

（操作の目的）

第2 水門及び排水機場の操作は、琵琶湖からの洪水の逆流防止及びこれに伴う水門の上流域の内水排除を目的とする。

（水位）

第3 琵琶湖の基準水位（以下この要領において「基準水位」という。）は、T. P. +84.371メートルとする。

- 2 内水位は、水門の上流側に設置された水位計により測定される水位とする。
- 3 外水位は、水門の下流側に設置された水位計により測定される水位とする。

第2章 水門及び排水機場の操作等

（琵琶湖からの洪水の逆流防止等のための操作）

第4 琵琶湖開発総合管理所長（以下この要領において「所長」という。）は、外水位が上昇し、琵琶湖からの洪水の逆流を防止する必要があると認めるときは、水門のゲートを全閉し、排水機を運転して、排水を行うものとする。

- 2 前項の規定による排水機の運転中において、内水位が外水位より高くなり、水門の上流側からの洪水の安全な流下を図る必要があると認める場合は、水門のゲートを順次開き、全開後は排水機の運転を停止するものとする。
- 3 前項の規定による操作を行った場合において、水門からの流出量が排水機の吐出能力以下に低下したときは、水門のゲートを全閉し、排水機を運転して、排水を行うものとする。
- 4 所長は、外水位が低下し、琵琶湖からの洪水の逆流を防止する必要がなくなつたと認めるときは、排水機の運転を停止し、ゲートを全開するものとする。

（平常時の操作）

第5 所長は、第4に規定する場合以外のときは、水門のゲートを全開しておくものとする。

（操作方法の特例）

第6 所長は、次の各号の一に該当する場合は、第4及び第5に規定する操作方法以外の方法により水門又は排水機場を操作することができる。

- 一 点検又は整備を行う必要があるとき。
- 二 その他やむを得ない事情があると認めるとき。

(操作の原則)

第7 所長は、第4から第6までに規定する水門又は排水機場の操作を行おうとするときは、その上流側又は下流側に急激な水位の変動が生じないように配慮しなければならない。

(通知等)

第8 所長は、水門又は排水機場を操作することにより、流水の状況に著しい変化を生ずると認められる場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、あらかじめ、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

第3章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制)

第9 所長は、次の各号の一に該当する場合においては、洪水警戒体制を執らなければならない。

- 一 彦根地方气象台から滋賀県内の降雨に関する注意報又は警報が発せられた場合において、所長が必要と認めるとき。
- 二 国土交通省琵琶湖河川事務所長から洪水警戒体制を発令した旨の連絡があり、所長が必要と認めるとき。
- 三 滋賀県知事から水防体制を発令した旨の連絡があり、所長が必要と認めるとき。
- 四 その他所長が必要と認めるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第10 所長は、第9の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに、次の各号に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 関西支社、国土交通省琵琶湖河川事務所、滋賀県その他の関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- 二 水門及び排水機場並びにこれらの施設の操作を行うために必要な設備の点検、整備その他必要な措置
- 三 水門及び排水機場の操作を行う必要があると予想される場合においては、当該操作に必要な要員を確保すること。

(洪水警戒体制の解除)

第11 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認められる場合には、これ

を解除しなければならない。

第4章 維持及び修繕等

(維持及び修繕)

第12 所長は、水門及び排水機場の機能を保全するため、適時かつ適切に必要な維持及び修繕を行わなければならない。

(観測)

第13 所長は、水門及び排水機場の操作を行うため、必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

(記録)

第14 所長は、第4若しくは第6の規定による操作、第12の規定による維持及び修繕又は第13の規定による観測を行ったときは、これらに関する事項を記録しておかなければならない。

第5章 雑則

(細則)

第15 この要領を実施するために必要な細則は、別に定める。

別表（第2条関係）

管理を行うべき施設

名称 琵琶湖開発施設

位置 琵琶湖周辺

区 分	概 要
1 瀬田川洗堰の改築により生じた施設(バイパス水路)	滋賀県大津市田上黒津町地先
(1)バイパス水路	鉄筋コンクリート暗渠水路 水路天端高：基準水位+2.4m 水路敷高：基準水位 - 5.314m 6.814m×5.000m×198.80m 1条 6.814m×7.500m×198.80m 2条
(イ)制水ゲート	上ヒンジフラップゲート(鋼製) 7.714m ×5.000 m 1門 7.714m×7.500m 2門 敷高:基準水位 - 5.314m
(ロ)流量調節ゲート	シェル構造3段式ローラゲート (鋼製越流式) 8.824m×5m 1門 8.824m×15m 1門 敷高：基準水位 - 8.524m
(ハ)水力発電設備	ジェットフローゲート (鋼製) 1門管径1,300mm S型チューブラ水車 出力 最大56kw 常時24kw 横軸回転界磁形三相同期発電機
(2)護床工	コンクリートブロック造4,480㎡
(3)操作設備等	施設の操作に必要な設備等
2 湖岸堤及び管理用道路	
(1)湖岸堤	滋賀県東近江市地先 天端高：基準水位+2.60m 天端巾：5.50m 延長：2,815m
(2)湖岸堤・管理用道路	滋賀県大津市、同県草津市、同県守山市、同県野洲市、同県近江八幡市、同県長浜市、同県高島市 天端高：基準水位+2.60m 天端巾：15.00m 延長：45,630m
(3)管理用道路	滋賀県草津市、同県守山市、同県近江八幡市、同県長浜市、同県高島市 天端巾：10.75m 延長：1,986m
3 水門等	
(1)殿田川樋門	滋賀県草津市新浜町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート4.0m×3.0m 2門

(2)新浜第1樋門 本体 ゲート	滋賀県草津市新浜町地先 鉄筋コンクリート造 鋼製スライドゲート2.5m×2.0m 1門
(3)新浜第2樋門 本体 ゲート	滋賀県草津市新浜町地先 鉄筋コンクリート造 鋼製ローラゲート4.0m×2.5m 1門
(4)矢橋第1樋門 本体 ゲート	滋賀県草津市矢橋町地先 鉄筋コンクリート造 鋼製スライドゲート2.5m×2.5m 2門
(5)矢橋第2樋門 本体 ゲート	滋賀県草津市矢橋町地先 鉄筋コンクリート造 鋼製スライドゲート2.5m×2.5m 1門
(6)矢橋第3樋門 本体 ゲート	滋賀県草津市矢橋町地先 鉄筋コンクリート造 鋼製スライドゲート2.5m×2.5m 2門
(7)矢橋第4樋門 本体 ゲート	滋賀県草津市矢橋町地先 鉄筋コンクリート造 鋼製ローラゲート4.0m×3.0m 2門
(8)矢橋第5樋門 本体 ゲート	滋賀県草津市矢橋町地先 鉄筋コンクリート造 鋼製ローラゲート4.0m×2.5m 1門
(9)十二川樋門 本体 ゲート	滋賀県草津市南山田町地先 鉄筋コンクリート造 鋼製ローラゲート3.0m×3.0m 2門
(10)山田第1樋門 本体 ゲート	滋賀県草津市南山田町地先 鉄筋コンクリート造 鋼製ローラゲート4.0m×3.0m 3門
(11)山田第2樋門 本体 ゲート	滋賀県草津市南山田町地先 鉄筋コンクリート造 鋼製ローラゲート5.5m×3.0m 3門
(12)北山田第1樋門 本体 ゲート	滋賀県草津市北山田町地先 鉄筋コンクリート造 鋼製ローラゲート5.0m×2.5m 1門
(13)北山田水門 本体 ゲート	滋賀県草津市北山田町地先 鉄筋コンクリート造 鋼製マイターゲート20.0m×5.7m 1門
(14)北山田北第2樋門 本体 ゲート	滋賀県草津市北山田町地先 鉄筋コンクリート造 鋼製ローラゲート1.5m×2.5m 1門

(15) 北山田北第1樋門	滋賀県草津市北山田町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート3.5m×3.5m 2門
(16) 中島樋門	滋賀県草津市北山田町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製スライドゲート2.5m×2.5m 1門
(17) 下笠第1樋門	滋賀県草津市下笠町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート5.0m×2.5m 2門
(18) 下笠第2樋門	滋賀県草津市下笠町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート5.5m×3.0m 3門
(19) 志那第1樋門	滋賀県草津市志那町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート4.5m×3.0m 2門
(20) 志那第2樋門	滋賀県草津市志那町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート4.5m×3.0m 2門
(21) 志那水門	滋賀県草津市志那町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製マイターゲート20.0m×5.7m 1門
(22) 志那第3樋門	滋賀県草津市志那町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート5.5m×3.0m 2門
(23) 津田江南水門	滋賀県草津市下寺町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート20.0m×4.4m 3門
(24) 津田江北水門	滋賀県草津市下物町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート20.0m×4.4m 3門
	津田江閘門
	鋼製ローラゲート5.0m×5.6m 2門
(25) 烏丸樋門	滋賀県草津市下物町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート3.0m×2.5m 2門
(26) 塚川樋門	滋賀県草津市下物町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート4.6m×3.0m 2門
(27) 山賀川樋門	滋賀県守山市山賀町地先

本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート1.2m×2.5m 1門
(28) 天神川水門	滋賀県守山市赤野井町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート19.0m×4.1m 2門
(29) 法竜川水門	滋賀県守山市洲本町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	シェル構造鋼製ローラゲート24.0m×4.1m 1門
(30) 木浜第1樋門	滋賀県守山市木浜町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート2.0m×2.0m 1門
(31) 木浜第2樋門	滋賀県守山市木浜町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート4.5m×3.0m 1門
(32) 木浜橋樋門	滋賀県守山市木浜町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート8.0m×2.7m 2門
(33) 港橋水門	滋賀県守山市木浜町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	シェル構造鋼製ローラゲート27.5m×5.1m 1門
(34) 水保橋樋門	滋賀県守山市水保町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート8.0m×2.7m 2門
(35) 新田橋樋門	滋賀県守山市水保町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート8.0m×2.7m 2門
(36) 赤堀川樋門	滋賀県守山市今浜町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製スライドゲート2.5m×2.0m 1門
(37) 六番川樋門	滋賀県守山市今浜町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート1.5m×1.5m 1門
(38) 美崎水門	滋賀県守山市今浜町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート10.0m×4.1m 1門
(39) 美崎第1樋管	滋賀県守山市今浜町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート1.5m×1.5m 1門
(40) 美崎第2樋管	滋賀県守山市今浜町地先

本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート1.5m×1.5m 1門
(41) 大川樋門	滋賀県守山市今浜町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート5.0m×3.7m 1門
(42) 守山第1樋門	滋賀県守山市今浜町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製スライドゲート3.0m×2.0m 2門
(43) 守山新川樋門	滋賀県守山市今浜町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート5.0m×3.7m 1門
(44) 守山第2樋門	滋賀県守山市今浜町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート5.0m×3.0m 3門
(45) 幸津川樋門	滋賀県守山市幸津川町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート5.5m×3.5m 2門
(46) 小浜樋門	滋賀県守山市小浜町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート4.0m×3.5m 2門
(47) 吉川第1樋門	滋賀県野洲市吉川地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート4.0m×3.0m 2門
(48) 吉川第2樋門	滋賀県野洲市吉川地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート3.0m×2.5m 2門
(49) 吉川第3樋門	滋賀県野洲市吉川地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート2.0m×2.0m 1門
(50) 吉川第4樋門	滋賀県野洲市吉川地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製スライドゲート2.5m×2.0m 1門
(51) 野洲川北流樋門	滋賀県野洲市吉川地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート3.5m×3.5m 2門
(52) 野々宮樋門	滋賀県野洲市吉川地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート3.5m×2.0m 1門
(53) 菖蒲樋門	滋賀県野洲市菖蒲地先

本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート4.0m×2.5m 1門
(54)喜合樋門	滋賀県野洲市菖蒲地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート4.5m×2.5m 2門
(55)安治須原江口樋門	滋賀県野洲市安治地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート5.0m×2.5m 4門
(56)浪留樋門	滋賀県野洲市野田地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート4.0m×2.5m 3門
(57)佐波江第1樋門	滋賀県近江八幡市佐波江町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート3.5m×3.0m 2門
(58)佐波江第2樋門	滋賀県近江八幡市佐波江町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製スライドゲート2.5m×2.5m 1門
(59)佐波江樋管	滋賀県近江八幡市佐波江町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート0.8m×0.8m 1門
(60)新畑第1樋管	滋賀県近江八幡市佐波江町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート1.2m×1.2m 1門
(61)新畑第2樋管	滋賀県近江八幡市野村町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート1.2m×1.2m 1門
(62)今堀水門	滋賀県近江八幡市野村町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	シェル構造鋼製ローラゲート25.0m×4.1m 1門
(63)水荃樋門	滋賀県近江八幡市牧町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製スライドゲート2.5m×2.0m 2門
(64)野田樋門	滋賀県近江八幡市牧町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート5.5m×3.0m 3門
(65)大惣川樋門	滋賀県近江八幡市牧町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート16.0m×4.1m 1門
(66)北沢沼樋門	滋賀県近江八幡市牧町地先

本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート4.0m×3.0m 3門
(67) 鮎場樋門	滋賀県近江八幡市南津田町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート3.5m×3.0m 2門
(68) 八幡川水門	滋賀県近江八幡市南津田町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート18.0m×4.6m 1門
(69) 八幡堀水門	滋賀県近江八幡市北ノ庄町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製スイングゲート6.0m×2.6m 2門
(70) 津田樋門	滋賀県近江八幡市南津田町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート3.5m×4.2m 2門
(71) 白王第1樋門	滋賀県近江八幡市白王町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製スライドゲート3.0m×2.0m 1門
(72) 白王樋管	滋賀県近江八幡市白王町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート1.5m×1.5m 1門
(73) 白王第2樋門	滋賀県近江八幡市白王町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製スライドゲート3.0m×2.0m 1門
(74) 栗見新田第1樋門	滋賀県東近江市栗見新田町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート4.0m×2.5m 1門
(75) 栗見出在家第1樋門	滋賀県東近江市栗見出在家町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製スライドゲート3.0m×2.0m 2門
(76) 栗見出在家第2樋門	滋賀県東近江市栗見出在家町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製スライドゲート3.0m×2.0m 2門
(77) 大同川水門	滋賀県東近江市栗見新田町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	シェル構造鋼製ローラゲート24m×5.51m 5門
	大同川閘門
	鋼製ローラゲート4.0m×5.51m 2門
(78) 栗見新田第4樋門	滋賀県東近江市栗見新田町地先
本体	鉄筋コンクリート造

ゲート	鋼製ローラゲート5.0m×2.5m 1門
(79) 栗見新田第5樋門	滋賀県東近江市栗見新田町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート3.5m×2.5m 1門
(80) 栗見出在家排水樋管	滋賀県東近江市栗見出在家町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート0.8m×0.8m 1門
(81) 新海樋門	滋賀県彦根市新海町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート3.5m×3.0m 2門
(82) 田附樋門	滋賀県彦根市新海町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート3.0m×3.0m 2門
(83) 稲枝大川樋門	滋賀県彦根市南三ツ谷町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート4.5m×3.0m 2門
(84) 来向川樋門	滋賀県彦根市柳川町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート4.5m×3.0m 4門
(85) 室戸川樋門	滋賀県彦根市薩摩町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート3.5m×3.0m 4門
(86) 今川樋門	滋賀県彦根市石寺町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート4.0m×3.0m 4門
(87) 磯川樋門	滋賀県米原市磯地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート5.0m×2.5m 2門
(88) 磯北川樋門	滋賀県米原市入江地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート5.0m×2.5m 2門
(89) 入江川樋門	滋賀県米原市入江地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート4.5m×2.5m 3門
(90) 今江川樋門	滋賀県米原市朝妻筑摩地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート3.5m×2.5m 2門
(91) 朝妻樋門	滋賀県米原市朝妻筑摩地先
本体	鉄筋コンクリート造

ゲート	鋼製ローラゲート4.0m×2.0m 1門
(92)相撲川樋門	滋賀県長浜市相撲町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート3.0m×2.5m 2門
(93)北出川樋門	滋賀県長浜市細江町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート4.5m×3.0m 4門
(94)大口樋門	滋賀県長浜市川道町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製スライドゲート2.5m×2.0m 1門
(95)川道川樋門	滋賀県長浜市川道町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製スライドゲート2.5m×2.5m 2門
(96)更川樋門	滋賀県長浜市川道町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート3.5m×2.5m 1門
(97)明治川樋門	滋賀県長浜市南浜町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート3.0m×2.5m 2門
(98)さこ川樋門	滋賀県長浜市南浜町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製スライドゲート3.0m×2.0m 1門
(99)老松樋管	滋賀県長浜市大浜町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製スライドゲート0.6m×0.6m 1門
(100)大浜樋門	滋賀県長浜市大浜町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製スライドゲート2.5m×2.5m 2門
(101)南川樋門	滋賀県長浜市八木浜町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製スライドゲート3.0m×2.0m 2門
(102)才川樋門	滋賀県長浜市八木浜町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート4.0m×2.5m 1門
(103)裏川樋門	滋賀県長浜市八木浜町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート3.0m×2.5m 1門
(104)中川樋門	滋賀県長浜市下八木町地先
本体	鉄筋コンクリート造

ゲート	鋼製ローラゲート4.0m×3.0m 2門
(105)モロコ川樋門	滋賀縣長浜市下八木町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート3.0m×2.5m 2門
(106)南浦樋門	滋賀縣長浜市早崎町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート4.0m×3.0m 1門
(107)早崎川樋門	滋賀縣長浜市早崎町地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート4.6m×3.0m 2門
(108)縄目川樋門	滋賀縣長浜市湖北町海老江地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート5.0m×3.0m 2門
(109)南浜樋門	滋賀縣長浜市湖北町延勝寺地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製スライドゲート3.0m×2.0m 1門
(110)北浜樋門	滋賀縣長浜市湖北町延勝寺地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製スライドゲート2.5m×2.5m 1門
(111)清水口樋門	滋賀縣長浜市湖北町今西地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート3.5m×2.0m 1門
(112)中川口樋門	滋賀縣長浜市湖北町今西地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート3.5m×2.5m 1門
(113)三番口樋門	滋賀縣長浜市湖北町今西地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製スライドゲート2.5m×2.0m 1門
(114)味噌市口樋門	滋賀縣長浜市湖北町今西地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製スライドゲート2.5m×2.0m 1門
(115)馬原樋門	滋賀県高島市新旭町饗庭地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製スライドゲート2.5m×2.0m 1門
(116)橋爪樋門	滋賀県高島市新旭町饗庭地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート4.0m×2.5m 1門
(117)田井川樋門	滋賀県高島市新旭町饗庭地先
本体	鉄筋コンクリート造

ゲート	鋼製ローラゲート3.0m×2.0m 1門
(118)新川樋門	滋賀県高島市新旭町旭地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製スライドゲート3.0m×2.0m 2門
(119)針江大浜樋門	滋賀県高島市新旭町針江地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製スライドゲート2.5m×2.5m 2門
(120)五条樋門	滋賀県高島市新旭町針江地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製スライドゲート2.5m×2.5m 1門
(121)針江大川樋門	滋賀県高島市新旭町深溝地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート4.0m×3.0m 4門
(122)札立樋門	滋賀県高島市新旭町深溝地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製スライドゲート3.0m×2.0m 1門
(123)東釜樋門	滋賀県高島市新旭町深溝地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート4.0m×2.0m 1門
(124)外ヶ浜樋門	滋賀県高島市新旭町深溝地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート3.5m×2.0m 1門
(125)菅沼樋門	滋賀県高島市新旭町藁園地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート3.5m×2.0m 3門
(126)生水川樋門	滋賀県高島市新旭町藁園地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート4.5m×2.5m 3門
(127)芝ヶ浜樋門	滋賀県高島市新旭町藁園地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製スライドゲート2.5m×2.0m 3門
(128)入道樋門	滋賀県高島市新旭町太田地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製スライドゲート3.0m×2.0m 2門
(129)五反田樋門	滋賀県高島市新旭町太田地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート3.5m×2.0m 2門
(130)永竜樋門	滋賀県高島市安曇川町北船木地先
本体	鉄筋コンクリート造

ゲート	鋼製スライドゲート3.0m×2.0m 2門
(131)元口川樋門	滋賀県高島市安曇川町北船木地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート3.0m×2.5m 3門
(132)代官川樋門	滋賀県高島市安曇川町南船木地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート4.0m×2.0m 1門
(133)佃新川樋門	滋賀県高島市安曇川町南船木地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート4.5m×2.5m 1門
(134)金丸川水門	滋賀県高島市安曇川町南船木地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート18.0m×3.7m 1門
(135)堀川水門	滋賀県高島市安曇川町四津川地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート21.0m×5.6m 2門
(136)青井川樋門	滋賀県高島市安曇川町横江浜地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート4.5m×4.0m 2門
(137)青井川第2樋門	滋賀県高島市安曇川町横江浜地先
本体	鉄筋コンクリート造
ゲート	鋼製ローラゲート2.0m×2.0m 1門
4 排水機場	
(1)津田江排水機場	滋賀県草津市下寺町地先
①建家	鉄筋コンクリート造上屋地上1階
②ポンプ本体	1,000mm 横軸々流ポンプ2台排水量4.0m ³ /sec ディーゼルエンジン70ps×2台
③附属施設	津田江排水機場吐出樋門 鋼製ローラゲート2.0m×2.0m 1門
④操作設備等	施設の操作に必要な設備
(2)赤野井排水機場	滋賀県守山市木浜町地先
①建家	鉄筋コンクリート造上屋地上1階
②ポンプ本体	1,350mm 横軸々流ポンプ2台排水量6.0m ³ /sec ディーゼルエンジン95ps×2台
③操作設備等	施設の操作に必要な設備
④附属施設	赤野井排水機場吐出樋門 鋼製ローラゲート2.5m×2.0m 1門 赤野井排水機場バイパス樋門

(3)安治排水機場	鋼製ローラゲート1.5m×1.0m 1門
①建家	滋賀県野洲市安治地先
②ポンプ本体	鉄筋コンクリート造上屋地上1階
③操作設備等	500mm 横軸々流ポンプ2台排水量1.0m ³ /sec ディーゼルエンジン25ps×2台
(4)野田排水機場	施設の操作に必要な設備
①建家	滋賀県野洲市野田地先
②ポンプ本体	鉄筋コンクリート造上屋地上1階
③操作設備等	500mm 横軸々流ポンプ2台排水量1.0m ³ /sec ディーゼルエンジン25ps×2台
(5)魴場排水機場	施設の操作に必要な設備
①建家	滋賀県近江八幡市南津田町地先
②ポンプ本体	鉄筋コンクリート造上屋地上1階
③附属施設	500mm 横軸々流ポンプ2台排水量1.0m ³ /sec ディーゼルエンジン25ps×2台
④操作設備等	魴場樋管
(6)大同川排水機場	鋼製ローラゲート1.0m×1.0m 1門
①建家	施設の操作に必要な設備
②ポンプ本体	滋賀県東近江市栗見新田町地先
③附属施設	鉄筋コンクリート造上屋地上2階
④操作設備等	2,400mm 立軸々流ポンプ3台排水量36.0m ³ /sec ディーゼルエンジン360ps×3台
(7)稲枝排水機場	大同川排水機場バイパス樋門
①建家	鋼製ローラゲート3.0m×3.0m 1門
②ポンプ本体	施設の操作に必要な設備
③操作設備等	大同川排水機場吐出樋門
(8)磯排水機場	鋼製ローラゲート4.0m×4.0m 2門
①建家	滋賀県彦根市薩摩町地先
②ポンプ本体	鉄筋コンクリート造上屋地上1階
③操作設備等	1,000mm 横軸々流ポンプ3台排水量6.0m ³ /sec ディーゼルエンジン90ps×3台
(9)米原排水機場	施設の操作に必要な設備
①建家	滋賀県米原市磯地先
②ポンプ本体	鉄筋コンクリート造上屋地上1階
③操作設備等	500mm 横軸々流ポンプ2台排水量1.1m ³ /sec ディーゼルエンジン25ps×2台
(9)米原排水機場	施設の操作に必要な設備
①建家	滋賀県米原市入江地先
②ポンプ本体	鉄筋コンクリート造上屋地上1階

②ポンプ本体	1,350mm 横軸々流ポンプ 2 台排水量7.0m ³ /sec ディーゼルエンジン150ps× 2 台
③操作設備等	施設の操作に必要な設備
(10) 早崎下八木排水機場	滋賀県長浜市下八木町地先
①建家	鉄筋コンクリート造上屋地上1階
②ポンプ本体	1,000mm 横軸々流ポンプ2台排水量4.0m ³ /sec ディーゼルエンジン95ps× 2 台
③附属施設	早崎排水樋管 鋼製ローラゲート1.8m×1.8m 1 門
④操作設備等	施設の操作に必要な設備
(11) 針江排水機場	滋賀県高島市新旭町深溝地先
①建家	鉄筋コンクリート造上屋地上1階
②ポンプ本体	1,200mm 横軸々流ポンプ 2 台排水量5.0m ³ /sec ディーゼルエンジン105ps× 2 台
③操作設備等	施設の操作に必要な設備
(12) 入道沼排水機場	滋賀県高島市新旭町藁園地先
①建家	鉄筋コンクリート造上屋地上1階
②ポンプ本体	900mm 横軸々流ポンプ 2 台排水量3.0m ³ /sec ディーゼルエンジン70ps× 2 台
③操作設備等	施設の操作に必要な設備
(13) 金丸川排水機場	滋賀県高島市安曇川町南船木地先
①建家	鉄筋コンクリート造上屋地上1階
②ポンプ本体	1,000mm 横軸々流ポンプ 2 台排水量4.0m ³ /sec ディーゼルエンジン70ps× 2 台
③附属施設	金丸川排水機場吐出樋門 鋼製ローラゲート2.0m×2.0m 1 門
④操作設備等	施設の操作に必要な設備
(14) 堀川排水機場	滋賀県高島市安曇川町四津川地先
①建家	鉄筋コンクリート造上屋地上 1 階
②ポンプ本体	1,200mm 横軸々流ポンプ 2 台排水量5.0m ³ /sec ディーゼルエンジン90ps× 2 台
③操作設備等	施設の操作に必要な設備
5 起伏堰	
(1) 津田江南起伏堰 本体	滋賀県草津市下寺町地先 ゴム引布製起伏堰 ラバーゲート20.0m×1.5m 1 門
(2) 津田江北起伏堰 本体	滋賀県草津市下物町地先 ゴム引布製起伏堰

(3)木浜起伏堰 本体	ラバーゲート20.0m×1.5m 1門 滋賀県守山市木浜町地先 鉄筋コンクリート造 鋼製起伏ゲート4.5m×1.3m 1門
(4)木浜橋起伏堰 本体	滋賀県守山市木浜町地先 ゴム引布製起伏堰 ラバーゲート8.0m×1.25m 1門
(5)港橋起伏堰 本体	滋賀県守山市木浜町地先 ゴム引布製起伏堰 ラバーゲート23.1m×2.2m 1門
(6)水保橋起伏堰 本体	滋賀県守山市水保町地先 ゴム引布製起伏堰 ラバーゲート8.0m×1.25m 1門
(7)新田橋起伏堰 本体	滋賀県守山市水保町地先 鉄筋コンクリート造 鋼製起伏ゲート8.0m×1.3m 1門
6 給水機場	
(1)津田江給水機場	滋賀県草津市下物町地先
①建家	鉄筋コンクリート造上屋地上1階
②ポンプ本体	450mm 横軸斜流ポンプ 2台揚水量0.8m ³ /sec 電動機37kW×2台
③導水管	φ 1,100mm 延長187m
④送水管	φ 800mm 延長591m
⑤附属施設	津田江調節堰 鋼製ローラゲート3.5m×1.2m 1門 烏丸調節堰 鋼製ローラゲート5.0m×0.9m 1門
⑥操作設備等	施設の操作に必要な設備
(2)木浜南給水機場	滋賀県守山市木浜町地先
①建家	鉄筋コンクリート造上屋地上1階
②ポンプ本体	250mm 斜流渦巻ポンプ 2台揚水量0.2m ³ /sec 電動機7.5kW×2台
③導水管	φ 500mm 延長200m
④送水管	φ 350mm 延長20m
⑤附属施設	木浜調節堰 角落し3.5m×1.3m 1門
⑥操作設備等	施設の操作に必要な設備
(3)木浜中央給水機場	滋賀県守山市木浜町地先

①建家	鉄筋コンクリート造上屋地上1階
②ポンプ本体	300mm 斜流渦巻ポンプ 2台揚水量0.4m ³ /sec 電動機18.5kW×2台
③導水管	φ 1,350mm 延長909m
④送水管	φ 500mm 延長48m
⑤操作設備等	施設の操作に必要な設備
(4)大同川給水機場	滋賀県東近江市栗見出在家町地先
①建家	鉄筋コンクリート造上屋地上1階
②ポンプ本体	900mm 横軸両吸込渦巻ポンプ2台揚水量3.7m ³ /sec 電動機160kW×2台
③導水管	φ 1,800mm 延長565m
④送水管	φ 1,500mm 延長103m φ 1,500mm 延長402m
⑤附属施設	法尻排水路堰 鋼製ローラゲート3.0 m×0.8m 1門
⑥操作設備等	施設の操作に必要な設備
7 操作設備等	施設の操作に必要な観測設備、通信設備等

余呉湖操作規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 余呉湖の水位等（第3条～第11条）

第3章 余呉湖の用途別利用（第12条・第13条）

第4章 洪水調節等（第14条～第21条）

第5章 分流点における流水の分流及び貯留された流水の放流（第22条～第28条）

第6章 ゲートの操作（第29条～第32条）

第7章 点検整備等（第33条・第34条）

第8章 記録等（第35条～第37条）

第9章 雑則（第38条）

附則

第1章 総 則

(通 則)

第1条 余呉湖堰堤の操作については、この規則の定めるところによる。

(余呉湖の用途)

第2条 余呉湖は、余呉川の洪水調節及びかんがいをその用途とする。

第2章 余呉湖の水位等

(洪 水)

第3条 洪水は、堂木分流点（以下「分流点」という。）における余呉川の流量が毎秒30立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(洪水期間及び非洪水期間)

第4条 洪水期間及び非洪水期間は、次の各号に規定する期間とする。

- 一 洪水期間 毎年6月15日から10月31日までの期間
- 二 非洪水期間 毎年11月1日から翌年6月14日までの期間

(かんがい期間)

第5条 かんがい期間は、毎年5月1日から9月18日までの期間とする。

(水位の測定)

第6条 余呉湖の水位は、川並放水路入口付近に取り付けられた水位計により測定するものとする。

(常時満水位)

第7条 余呉湖の常時満水位は、標高132.8メートルとし、第17条の規定により洪水調節を行う場合及び第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(洪水時満水位)

第8条 余呉湖の洪水時満水位は、標高133.2メートルとし、水位をこれより上昇させてはならない。

(制限水位)

第9条 洪水期間における余呉湖の最高水位（以下「制限水位」という。）は標高132.1メートルとし、洪水期間においては、第17条の規定により洪水調節を行う場合及び第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(最低水位)

第10条 余呉湖の最低水位は、標高126.5メートルとする。

(予備放流水位の最低限度)

第11条 予備放流水位の最低限度は、標高132.1メートルとする。

第3章 余呉湖の用途別利用

(洪水調節のための利用)

第12条 洪水調節は、標高132.1メートルから標高133.2メートルまでの容量最大2,000,000立方メートルを利用して、洪水期間にあつては水位を制限水位より上昇しないよう制限し、非洪水期間にあつては予備放流により水位を低下させて行うものとする。

2 洪水に達しない流水の調節は、洪水期間においては標高132.1メートルから標高133.2メートルまでの容量最大2,000,000立方メートル非洪水期間においては132.8メートルから133.2メートルまでの容量最大800,000立方メートルを行うものとする。

(かんがいのための利用)

第13条 かんがい用水の補給は、かんがい期のうち5月1日から6月14日までの間にあつては標高126.5メートルから標高132.8メートルまでの容量最大10,100,000立方メートル、6月15日から9月18日までの間にあつては標高126.5メートルから標高132.1メートルまでの容量最大8,900,000立方メートルを利用して行うものとする。

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第14条 余呉川管理事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号の一に該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

- 一 彦根地方气象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。
- 二 その他洪水が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第15条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、ただちに、次の各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 土木部河港課、木之本土木事務所、彦根地方气象台、建設省琵琶湖工事事務所、その他の関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- 二 分流点及び余呉湖直接流域を含めた最大流量、洪水総量、洪水継続時間及び流量の時間的変化を予測すること。
- 三 洪水調節計画をたて、非洪水期間にあつては予備放流水位を定めること。
- 四 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転、その他余呉湖の操作に関し必要な措置をとること。

(予備放流)

第16条 所長は、非洪水期間にあつては、次条の規定により洪水調節を行う必要が生ずると認められる場合において、水位が前条第三号により定めた予備放流水位をこえているときは、水位を当該予備放流水位に低下させるため、あらかじめ余呉湖から放流を行わなければならない。

(洪水調節)

第17条 所長は、分流点における余呉川の流量が30立方メートルに達した後は、余呉川堰堤に取り付けられたゲート（以下「余呉川ゲート」という。）及び余呉川導水路（以下「導水路」という。）堰堤に取り付けられたゲート（以下「導水路ゲート」という。）を全開するものとする。

2 前項の操作による導水路からの流入量と余呉湖への直接流入量を加えた流量が毎秒23立方メートルに達した後は、流入量が一旦最大に達した後23立方メートルに減少するまで、放水路流入口に取り付けられたゲート（以下「放水路ゲート」という。）から毎秒23立方メートルを放流することにより洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、これによらないことができる。

（洪水調節等の後における水位の低下）

第18条 所長は、前条の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が洪水期間にあっては制限水位、非洪水期間にあっては常時満水位をこえているときは、すみやかに、水位を制限水位又は常時満水位に低下させるため、下流に支障を与えない程度の流量を限度として余呉湖から放流を行わなければならない。

（洪水に達しない流水の調節）

第19条 所長は、気象、水象その他の状況により必要と認める場合においては、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

（洪水警戒体制の解除）

第20条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

（水位の上昇）

第21条 所長は、非洪水期間にあっては、気象、水象その他の状況により予備放流水位を維持する必要がなくなったと認める場合においては、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めなければならない。

第5章 分流点における流水の分流

及び貯留された流水の放流

（分流点における流水を導水路へ分流することができる場合）

第22条 余呉川の流水は、次の各号の一に該当する場合に限り分流することができる。

- 一 非洪水期間において水位が常時満水位以下のとき。
- 二 洪水期間において水位が制限水位以下のとき。
- 三 第17条の規定により洪水調節を行うとき。
- 四 第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行うとき。
- 五 第33条の規定により余呉川ゲート又は導水路ゲートの点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- 六 その他分流する必要があるとき。

（貯留された流水を放流することができる場合）

第23条 余呉湖によって貯留された流水は、次の各号の一に該当する場合に限り放流することができる。

- 一 水位が洪水時満水位をこえるとき。
- 二 非洪水期間において水位が常時満水位をこえるとき。
- 三 非洪水期間から洪水期間に移るに際し水位を制限水位以下に低下させるとき。
- 四 洪水期間において水位が制限水位をこえるとき。
- 五 第16条の規定により予備放流を行うとき。
- 六 第17条の規定により洪水調節を行うとき。
- 七 第18条の規定により洪水の調節等の後における水位の低下をさせるとき。
- 八 第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行うとき。
- 九 第27条の規定によりかんがい用水の補給のため放流を行うとき。
- 十 第33条の規定によりゲートの点検又整備を行うため特に必要があるとき。
- 十一 その他特にやむを得ない理由があるとき。

(分流及び放流の原則)

第24条 所長は、分流又は放流を行う場合においては、下流に急激な水位の変動を生じないように、かつ、放流については無効放流とならないよう努めるものとする。

(分流量)

第25条 余呉川の流水を分流させる場合における導水路への分流量は、次の各号に規定するところによるものとする。

- 一 第22条第一号、第二号、第四号、第五号又は第六号の場合においては、分流点における流量から分流点から放水路放水口までの間の余呉川既得水利権量を控除した量。
- 二 第22条第三号の場合においては、第17条第2項に規定する分流量。

(放流量)

第26条 余呉湖から放流を行う場合における放流量は、次の各号に規定するところによるものとする。

- 一 第23条第一号、第二号、第四号又は第八号の場合においては、流入量に相当する量。
- 二 第23条第三号、第五号、第七号、第十号又は第十一号の場合においては、毎秒23立方メートル以内。
- 三 第23条第六号又は第九号の場合においては、それぞれ第17条又は第27条の規定による放流量。(かんがい用水補給のための放流)

第27条 所長は、かんがい期間においては、かんがい用水に支障を与えない流水を余呉湖から放流しなければならない。

- 2 所長は、前項に規定するかんがい用水の放流にあたっては、湖北土地改良事業が完成するまで、長浜県事務所長と協議の上毎秒1.69立方メートルを限度として放流を行うものとする。

(放流に関する通知等)

第28条 所長は、余呉湖に貯留された流水を放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、特定多目的ダム法(昭和32年法律第35号)第32条の規定に準じて関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

- 2 滋賀県知事（以下「知事」という。）は前項の規定により通知すべき関係機関及び周知の方法をあらかじめ、定めておかなければならない。

第6章 ゲートの操作

（余呉川ゲートの操作）

第29条 余呉川ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に開放しておくものとする。

- 一 第22条第一号、第二号又は第六号に該当する場合において余呉川ゲートの操作により分流を行う必要があるとき。
- 二 第33条の規定によりゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。

（導水路ゲートの操作）

第30条 導水路ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常にへいそくしておくものとする。

- 一 第22条各号の一に該当する場合において導水路ゲートの操作により分流を行うとき。
- 二 第33条の規定によりゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。

（放水路ゲート及び放水路副ゲートの操作）

第31条 放水路ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常にへいそくしておくものとする。

- 一 第23条各号の一に該当する場合において、放水路ゲートの操作により放流を行うとき。
- 二 第33条の規定により放水路ゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。

2 放水路副ゲートは、次の各号に掲げる場合に操作するものとする。

- 一 第23条第九号に該当する場合において、かんがい用水補給のため余呉湖から表面水の放流を行うとき。
- 二 第33条の規定により放水路副ゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。

（江土閘門の操作）

第32条 江土閘門は、次の各号に掲げる場合を除き、常に開放しておくものとする。

- 一 水位が制限水位以下のとき。
- 二 第33条の規定によりゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。
- 三 その他特に必要のあるとき。

第7章 点検整備等

（点検及び整備）

第33条 所長は、堰堤本体、ゲート、ゲートを操作するため必要な機械及び器具、警報、通信連絡、観測等のため必要な設備、監視のため必要な船舶、警報のため必要な車両並びにこれらの操作のため必要な資材を常に良好な状態に保つため点検及び整備を行い、特にゲート及び予備電源設備については、適時試運転を行わなければならない。

（調査又は測定）

第34条 所長は、別表に掲げる事項に関し、同表の項目について調査又は測定を行わなければならない。

第8章 記 録 等

(ゲートの操作記録)

第35条 所長は、第17条の規定により洪水調節を行ったとき、第19条の規定により洪水に達しない流水の調節を行ったとき並びに第18条の規定により放流を行ったときは、次の各号に掲げる事項を記録しておかなければならない。

- 一 気象及び水象の状況
- 二 ゲートの操作事由、操作したゲートの名称、ゲートの操作の開始及び終了の年月日及び時刻、ゲートの開度、ゲートの操作による放流量又は分流量並びに水位の変動。
- 三 余呉川本川堰堤、導水路堰堤及びその関連施設、放水隧道及びその関連施設並びに余呉湖周辺、分流点から放水隧道出口に至る上下流の余呉川本川の被害の状況並びに河床の変動の状況。
- 四 放流又は分流に伴う警報及び連絡に関する事項。
- 五 その他特記すべき事項。

2 所長は、前項に規定する場合を除き、第29条各号、第30条各号、第31条第1項各号及び同条第2項各号並びに第32条各号の一に該当する場合においてゲートを操作したときは、その状況を前項に準じて記録しておかなければならない。

(調査結果等の記録)

第36条 所長は、第33条の規定により点検及び整備を行った結果並びに第35条の規定により調査し又は測定した結果を記録しておかなければならない。

(管理月報及び管理年報の作成)

第37条 所長は、別に定めるところにより余呉湖管理月報及び余呉湖管理年報を作成しなければならない。

第9章 雑 則

(細 則)

第38条 この規則を実施するために必要な細則は、知事が定める。

附 則

1 この規則は昭和45年4月1日から適用する。

日野川ダム操作規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 貯水池の水位等（第3条～第12条）

第3章 貯水池の用途別利用（第13条・第14条）

第4章 洪水調節等（第15条～第22条）

第5章 貯留された流水の放流（第23条～第27条）

第6章 ゲートの操作（第28条～第30条）

第7章 点検整備等（第31条・第32条）

第8章 記録等（第33条～第36条）

第9章 雑則（第37条）

附則

第1章 総 則

(通 則)

第1条 日野川ダムのご操作については、この規則の定めるところによる。

(ダムの用途)

第2条 日野川ダムは、洪水調節及びかんがいをその用途とする。

第2章 貯水池の水位等

(洪 水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒160立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(洪水期間及び非洪水期間)

第4条 洪水期間及び非洪水期間は、次の各号に規定する期間とする。

- 一 洪水期間 毎年6月1日から10月31日までの期間
- 二 非洪水期間 毎年11月1日から翌年5月31日までの期間

(制限水位期間及び非制限水位期間)

第5条 制限水位期間及び非制限水位期間は、次の各号に規定する期間とする。

- 一 制限水位期間 毎年8月1日から10月31日までの期間
- 二 非制限水位期間 毎年11月1日から翌年7月31日までの期間

(かんがい期間)

第6条 かんがい期間は、毎年5月11日から8月31日までの期間とする。

(水位の測定)

第7条 貯水池の水位は、ダムサイト左岸擁壁に取り付けられた水位計により測定するものとする。

(常時満水位)

第8条 貯水池の常時満水位は、標高207.0メートルとし、第18条の規定により洪水調節を行う場合及び第20条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(洪水時満水位)

第9条 貯水池の、洪水時満水位は、標高209.0メートルとし、水位をこれより上昇させてはならない。

(制限水位)

第10条 制限水位期間における貯水池の最高水位（以下「制限水位」という。）は標高205.3メートルとし、制限水位期間においては、第18条の規定により洪水調節を行う場合及び第20条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(最低水位)

第 11 条 貯水池の最低水位は、標高 203.0 メートルとする。

(予備放流水位の最低限度)

第 12 条 予備放流水位の最低限度は、標高 204.0 メートルとする。

第 3 章 貯水池の用途別利用

(洪水調節のための利用)

第 13 条 洪水調節は、標高 204.0 メートルから標高 209.0 メートルまでの容量最大 920,000 立方メートルを利用して、制限水位期間にあつては水位を制限水位より上昇しないよう制限するほか、予備放流により水位を低下させて行い、非制限水位期間にあつては、予備放流により水位を低下させて行うものとする。

- 2 洪水に達しない流水の調節は、制限水位期間にあつては標高 205.3 メートルから標高 209.0 メートルまでの容量最大 736,000 立方メートル、非制限水位期間にあつては標高 207.0 メートルから標高 209.0 メートルまでの容量最大 451,000 立方メートルを利用して行うものとする。

(かんがいのための利用)

第 14 条 かんがい用水の補給は、かんがい期のうち 5 月 11 日から 7 月 31 日までの間にあつては、標高 203.0 メートルから標高 207.0 メートルまでの容量最大 587,000 立方メートル、8 月 1 日から 8 月 31 日までの間にあつては、標高 203.0 メートルから標高 205.3 メートルまでの容量最大 302,000 立方メートルを利用して行うものとする。

第 4 章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第 15 条 日野川ダム管理事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号の一に該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

- 一 彦根地方气象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。
- 二 その他洪水が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第 16 条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、ただちに、次の各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 土木部河港課、彦根地方气象台、その他の関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- 二 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的変化を予測すること。
- 三 洪水調節計画をたて、予備流水位を定めること。
- 四 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転、

その他ダム の 操作に関し必要な措置をとること。

(予備放流)

第 17 条 所長は、次条の規定により洪水調節を行う必要が生ずると認められる場合において、水位が前条第三号により定めた予備放流水位に低下させるため、あらかじめダムから放流を行わなければならない。

(洪水調節)

第 18 条 所長は、流入量が毎秒 160 立方メートルに達した後は、流入量が一旦最大に達した後毎秒 160 立方メートルに減少するまで、毎秒 160 立方メートルの流水を放流することにより洪水調節を行わなければならない。ただし、所長は、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、これによらないことができる。

(洪水調節後等における水位の低下)

第 19 条 所長は、前条の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が制限水位期間にあつては、制限水位、非制限水位期間にあつては、常時満水位をこえているときは、すみやかに、水位を制限水位又は常時満水位に低下させるため、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。

(洪水に達しない流水の調節)

第 20 条 所長は、気象、水象その他の状況により必要と認める場合においては、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第 21 条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認められた場合においては、これを解除しなければならない。

(水位の上昇)

第 22 条 所長は、気象、水象その他の状況により予備放流水位を維持する必要がなくなったと認める場合においては、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めなければならない。

第 5 章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第 23 条 ダムによって貯留された流水は、次の各号の一に該当する場合に限り放流することができる。

- 一 水位が洪水時満水位をこえるとき。
- 二 非制限水位期間において水位が常時満水位をこえるとき。
- 三 非制限水位期間から制限水位期間に移るに際し水位を制限水位に低下させるとき。
- 四 制限水位期間において水位が制限水位をこえるとき。
- 五 第 17 条の規定により予備放流を行うとき。
- 六 第 18 条の規定により洪水調節を行うとき。

- 七 第 19 条の規定により洪水又は、洪水に達しない流水の調節後に水位を低下させるとき。
- 八 第 20 条の規定により洪水に達しない流水の調節を行うとき。
- 九 第 26 条の規定によりかんがい用水供給のための放流を行うとき。
- 十 第 31 条の規定によりゲートの点検又整備を行うため特に必要があるとき。
- 十一 その他特にやむを得ない理由により放流を行うとき。

(放流の原則)

第 24 条 所長は、ダムから放流を行う場合においては、放流により下流に急激な水位の変動を生じないよう、かつ、放流が無効放流とならないよう努めるものとする。

(放流量)

第 25 条 ダムから放流を行う場合においては、ダムからの放流量は、次の各号に掲げる量をこえないようにしなければならない。

- 一 第 23 条第一号、第二号、第四号又は第八号の場合においては、流入量に相当する量。
- 二 第 23 条第三号、第五号、第十号又は第十一号の場合においては、毎秒 160 立方メートル。
- 三 第 23 条第六号又は第七号の場合においては、それぞれ第 18 条又は第 19 条の規定による放流量。(かんがい用水補給のための放流)

第 26 条 所長は、かんがい期間においては、かんがい用水として、別表第 1 の 1 に掲げる計画地区かんがい用水量から有効雨量を控除した量(以下「計画地区かんがい純用水量」という。)をダムから放流しなければならない。

- 2 所長は、前項において流入量が計画地区かんがい純用水量を上廻る場合においては、別表第 1 の 2 に掲げる下流地区かんがい用水量から有効雨量を控除した量(以下「下流地区かんがい純用水量」という。)を限度として流入量をダムから放流しなければならない。

(放流に関する通知等)

第 27 条 所長は、ダムに貯留された流水を放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、別表第 2 掲げる関係機関に対し、同表に定めるところにより通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

第 6 章 ゲート及びバルブの操作

(ゲートの操作)

第 28 条 ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉そくしておくものとする。

- 一 第 23 条各号の一に該当する場合においてゲートの操作により放流を行う必要があるとき。
- 二 第 31 条の規定によりゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。

(バルブの操作)

第 29 条 農業用水放流バルブ(以下「バルブ」という。)は、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉そくしておくものとする。

- 一 第 23 条各号の一に該当する場合において、毎秒 1.5 立方メートル以内の放流を行うとき。
- 二 第 31 条の規定によりバルブの点検又は整備を行うため必要があるとき。

(非常用ゲートの操作)

第30条 非常用ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉そくしておくものとする。

- 一 第23条第十号、第十一号の規定により放流を行う必要があるとき。
- 二 水位を標高202.0メートル以下に低下させる必要があるとき。

第7章 点検整備等

(点検及び整備)

第31条 所長は、ダム本体、ゲート、ゲートを操作するため必要な機械及び器具、警報、通信連絡、観測等のため必要な設備、監視のため必要な船舶、警報のため必要な車両並びにこれらの操作のため必要な資材を常に良好な状態に保つため点検及び整備を行い、特にゲート及び予備電源設備については、適時試運転を行わなければならない。

(調査又は測定)

第32条 所長は、別表第3に掲げる事項に関し、同表の項目について調査又は測定を行わなければならない。

第8章 記録等

(ゲートの操作記録)

第33条 所長は、第17条及び第19条の規定により放流を行ったとき、第18条の規定により洪水調節を行ったとき並びに第20条の規定により洪水に達しない流水の調節を行ったとき、次の各号に掲げる事項を記録しておかななければならない。

- 一 気象及び水象の状況
- 二 ゲートの操作の開始及び終了の年月日及び時刻、ゲートの開度、ゲートの操作による放流量並びに水位の変動
- 三 ダム、ダムの関連施設、貯水池及び貯水池の上下流の被害の状況並びに河床の変動の状況。
- 四 放流に伴う警報及び連絡に関する事項
- 五 その他特記すべき事項

2 所長は、前項に規定する場合を除き、第28条及び第29条の各号の一に該当する場合においてゲート及びバルブを操作したときは、その状況を前項に準じて記録しておかななければならない。

(調査結果等の記録)

第34条 所長は、第32条の規定により調査し、又は測定した結果を記録しておかななければならない。

(管理月報及び管理年報の作成)

第35条 所長は、別に定めるところによりダム管理月報及びダム管理年報を作成しなければならない。

(報告事項)

第36条 所長は、次の各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

- 一 ダムから放流を行ったときの状況
- 二 ダム管理月報及びダム管理年報
- 三 その他必要な事項

第9章 雑 則

(細 則)

第37条 この規則を実施するために必要な細則は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この規則は昭和41年4月1日から適用する。

(別表 第1の1)

計画地区かんがい用水量

期 日	用 水 量 (毎秒立方メートル)
5月11日から5月20日まで	0. 3 3 4
5月21日から5月31日まで	0. 1 9 6
6月1日から6月10日まで	0. 2 3 1
6月11日から6月20日まで	0. 2 4 9
6月21日から6月30日まで	0. 3 2 5
7月1日から7月10日まで	0. 2 4 9
7月11日から7月20日まで	0. 4 0 8
7月21日から7月31日まで	0. 3 1 0
8月1日から8月10日まで	0. 2 9 8
8月11日から8月20日まで	0. 2 1 5
8月21日から8月31日まで	0. 2 0 5

(別表 第1の2)

下流地区かんがい用水量

期 日	用 水 量 (毎秒立方メートル)
5月11日から5月20日まで	1. 5 7 6
5月21日から5月31日まで	0. 9 2 4
6月1日から6月10日まで	1. 0 9 3
6月11日から6月20日まで	1. 1 7 7
6月21日から6月30日まで	1. 5 3 4
7月1日から7月10日まで	1. 1 1 7
7月11日から7月20日まで	1. 9 2 6
7月21日から7月31日まで	1. 4 6 4
8月1日から8月10日まで	1. 4 0 8
8月11日から8月20日まで	1. 0 1 6
8月21日から8月31日まで	0. 9 6 6

石 田 川 ダ ム 操 作 規 則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 貯水池の水位等（第3条～第12条）

第3章 貯水池の用途別利用（第13条・第14条）

第4章 洪水調節等（第15条～第22条）

第5章 貯留された流水の放流（第23条～第27条）

第6章 ゲートの操作（第28条～第31条）

第7章 点検整備等（第32条～第36条）

第8章 雑則（第37条）

附則

第1章 総 則

(通 則)

第1条 石田川ダムの操作については、この規則の定めるところによる。

(ダムの用途)

第2条 石田川ダムは、洪水調節及びかんがいをその用途とする。

第2章 貯水池の水位等

(洪 水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒55立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(洪水期間及び非洪水期間)

第4条 洪水期間及び非洪水期間は、次の各号に規定する期間とする。

- 一 洪水期間 毎年6月1日から10月31日までの期間
- 二 非洪水期間 毎年11月1日から翌年5月31日までの期間

(制限水位期間及び非制限水位期間)

第5条 制限水位期間及び非制限水位期間は、次の各号に規定する期間とする。

- 一 制限水位期間 毎年8月1日から10月31日までの期間
- 二 非制限水位期間 毎年11月1日から翌年7月31日までの期間

(かんがい期間)

第6条 かんがい期間は、毎年5月11日から9月10日までの期間とする。

(水位の測定)

第7条 貯水池の水位は、農業用水放水塔に取り付けられた水位計により測定するものとする。

(常時満水位)

第8条 貯水池の常時満水位は、標高299.2メートルとし、第18条の規定により洪水調節を行う場合及び第20条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(洪水時満水位)

第9条 貯水池の、洪水時満水位は、標高302.5メートルとし、水位をこれより上昇させてはならない。

(制限水位)

第10条 制限水位期間における貯水池の最高水位（以下「制限水位」という。）は標高295.1メートルとし、制限水位期間においては、第18条の規定により洪水調節を行う場合及び第20条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(最低水位)

第 11 条 貯水池の最低水位は、標高 281.0 メートルとする。

(予備放流水位の最低限度)

第 12 条 予備放流水位の最低限度は、標高 287.0 メートルとする。

第 3 章 貯水池の用途別利用

(洪水調節のための利用)

第 13 条 洪水調節は、標高 287.0 メートルから標高 302.5 メートルまでの容量最大 1,870,000 立方メートルを利用して、制限水位期間にあつては水位を制限水位より上昇しないよう制限するほか、予備放流により水位を低下させて行ない、非制限水位期間にあつては、予備放流により水位を低下させて行うものとする。

- 2 洪水に達しない流水の調節は、制限水位期間にあつては標高 295.1 メートルから標高 302.5 メートルまでの容量最大 1,040,000 立方メートル、非制限水位期間にあつては標高 299.2 メートルから標高 302.5 メートルまでの容量最大 510,000 立方メートルを利用して行うものとする。

(かんがいのための利用)

第 14 条 かんがい用水の補給は、かんがい期のうち 5 月 11 日から 7 月 31 日までの間にあつては、標高 281.0 メートルから標高 299.2 メートルまでの容量最大 1,800,000 立方メートル、8 月 1 日から 9 月 10 日までの間にあつては、標高 281.0 メートルから標高 295.1 メートルまでの容量最大 1,270,000 立方メートルを利用して行うものとする。

第 4 章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第 15 条 石田川ダム管理事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号の一に該当する場合においては、洪水警戒体制をとらなければならない。

- 一 彦根地方气象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。
- 二 その他洪水が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第 16 条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、ただちに、次の各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 土木部河港課、今津土木事務所、彦根地方气象台、その他の関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- 二 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時間的変化を予測すること。
- 三 洪水調節計画をたて、予備放流水位を定めること。
- 四 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転、その他ダム の操作に関し必要な措置をとること。

(予備放流)

第17条 所長は、次条の規定により洪水調節を行う必要が生ずると認められる場合において、水位が前条第三号により定めた予備放流水位をこえているときは、水位を当該予備放流水位に低下させるため、あらかじめダムから放流を行わなければならない。

(洪水調節)

第18条 所長は、次の各号の定めるところにより洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、これによらないことができる。

- 一 流入量が毎秒55立方メートルに達した後最大に達するまでは、毎秒 $\{(流入量-55) \times 0.227 + 55\}$ 立方メートルを限度として放流すること。
- 二 流入量が最大に達した後は、毎秒 $\{(最大流入量-55) \times 0.227 + 55\}$ 立方メートルを限度として、流入量が当該放流量に等しくなるまで放流すること。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第19条 所長は、前条の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が制限水位期間にあつては、制限水位、非制限水位期間にあつては、常時満水位をこえているときは、すみやかに、水位を制限水位又は常時満水位に低下させるため、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。

(洪水に達しない流水の調節)

第20条 所長は、気象、水象その他の状況により必要と認められる場合においては、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第21条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

(水位の上昇)

第22条 所長は、気象、水象その他の状況により予備放流水位を維持する必要がなくなったと認める場合においては、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第23条 ダムによって貯留された流水は、次の各号の一に該当する場合に限り放流することができる。

- 一 水位が洪水時満水位をこえるとき。
- 二 非制限水位期間において水位が常時満水位をこえるとき。
- 三 非制限水位期間から制限水位期間に移るに際し水位を制限水位に低下させるとき。
- 四 制限水位期間において水位が制限水位をこえるとき。
- 五 第17条の規定により予備放流を行うとき。
- 六 第18条の規定により洪水調節を行うとき。

- 七 第 19 条の規定により洪水調節の後における水位の低下をさせるとき。
- 八 第 20 条の規定により洪水に達しない流水の調節を行うとき。
- 九 第 26 条の規定によりかんがい用水の供給のための放流を行うとき。
- 十 第 32 条の規定によりゲートの点検又整備を行うため特に必要があるとき。
- 十一 その他特にやむを得ない理由があるとき。

(放流の原則)

第 24 条 所長は、ダムから放流を行う場合においては、放流により下流に急激な水位の変動を生じないよう、かつ、放流が無効放流とならないよう努めるものとする。

(放流量)

第 25 条 ダムから放流を行う場合においては、放流量は、次の各号に掲げる量をこえないようにしなければならない。

- 一 第 23 条第一号、第二号、第四号又は第八号の場合においては、流入量に相当する量。
- 二 第 23 条第三号、第五号、第十号又は第十一号の場合においては、毎秒 55 立方メートル。
- 三 第 23 条第六号、第七号又は第九号の場合においては、それぞれ第 18 条、第 19 条又は第 26 条の規定による放流量。

(かんがい用水補給のための放流)

第 26 条 所長は、かんがい期間においては、かんがい用水の供給のため必要があると認められる場合においては、毎秒 2.26 立方メートルの範囲内の流水を南生見頭首工地点において確保できるよう必要な流量をダムから放流しなければならない。

(放流に関する通知等)

第 27 条 所長は、ダムによって貯留された流水を放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、特定多目的ダム法（昭和 32 年法律第 35 号）第 32 条の規定に準じて、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

- 2 滋賀県知事（以下「知事」という。）は前項の規定により通知すべき関係機関及び周知の方法をあらかじめ、定めておかななければならない。

第 6 章 ゲ ー ト の 操 作

(ゲートの操作の方法)

第 28 条 ゲートを操作してダムから放流を行う場合においては、洪水吐ゲートの操作により行うことを原則とし、これによって所要の放流ができないときは余水吐ゲートを操作して放流するものとする。

(余水吐ゲートの操作)

第 29 条 余水吐ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉そくしておくものとする。

- 一 第 23 条各号の一に該当する場合において余水吐ゲートの操作により放流を行う必要があるとき。
- 二 第 32 条の規定により余水吐ゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。

(洪水吐ゲートの操作)

第30条 洪水吐ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉そくしておくものとする。

- 一 第23条各号の一に該当する場合において、ダムから放流を行うとき。
- 二 第32条の規定により洪水吐ゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。

(農業用水放流ゲート及び農業用水流量調整ゲートの操作)

第31条 農業用水放流ゲート及び農業用水流量調整ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉そくしておくものとする。

- 一 第23条各号の一に該当する場合において、毎秒2.5立方メートル以内の放流を行うとき。
- 二 第32条の規定により農業用水放流ゲート及び農業用水流量調整ゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。

第7章 点 検 整 備 等

(点検及び整備)

第32条 所長は、次の各号に掲げる施設等を常に良好な状態に保つため点検及び整備を行わなければならない。

- 一 ダム本体
 - 二 ゲート
 - 三 ゲートを操作するため必要な機械及び器具
 - 四 警報、通信連絡、観測等のため必要な設備
 - 五 監視のため必要な船舶
 - 六 警報のため必要な車両
 - 七 第三号から前号までに掲げるものの操作のため必要な資材
- 2 所長はゲート及び予備電源設備を常に良好な状態に保つため適時試運転を行わなければならない。

(調査又は測定)

第33条 所長は、別表に掲げる事項に関し、同表の項目について調査又は測定を行わなければならない。

(ゲートの操作記録)

第34条 所長は、第17条及び第19条の規定により放流を行ったとき、第18条の規定により洪水調節を行ったとき並びに第20条の規定により洪水に達しない流水の調節を行ったときは、次の各号に掲げる事項を記録しておかななければならない。

- 一 気象、水象の状況
- 二 ゲート操作の事由、操作したゲートの名称、ゲートの操作の開始及び終了の年月日及び時刻、ゲートの開度並びにゲートの操作による放流量及び水位の変動
- 三 ダム、ダムの関連施設、貯水池及び貯水池の上下流の被害の状況並びに河床の変動の状況。
- 四 放流に伴う警報及び連絡に関する事項

五 その他特記すべき事項

- 2 所長は、前項に規定する場合を除き、第 29 条各号、第 30 条各号又は第 31 条各号の一に該当する場合においてゲートを操作したときは、その状況を前項に準じて記録しておかなければならない。

(調査結果等の記録)

第 35 条 所長は、第 32 条の規定により点検及び整備を行った結果並びに第 33 条の規定により調査し、又は測定した結果を記録しておかなければならない。

(管理月報及び管理年報の作成)

第 36 条 所長は、別に定めるところによりダム管理月報及びダム管理年報を作成しなければならない。

第 8 章 雑 則

(細 則)

第 37 条 この規則を実施するために必要な細則は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この規則は昭和 45 年 8 月 19 日から適用する。

(別 表)

調査又は測定事項

事 項	項 目
気 象	天 気
	気 圧
	気 温
	相 対 湿 度
	風
	降 水 量
	蒸 発 量
	積 雪
貯 水 池	水 深
	流 入 量
	放 流 量
	水 温
	堆 砂
ダ ム	漏 水 量
	沈 下 量
	間 隙 水 圧
効 果	洪水 調節
	かん が い
そ の 他	洪水 被害
	そ の 他

宇曾川ダム操作規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 貯水池の水位等（第3条～第6条）

第3章 貯水池の用途別利用（第7条・第8条）

第4章 洪水調節等（第9条～第13条）

第5章 貯留された流水の放流（第14条～第18条）

第6章 計測、点検及び整備等（第19条～第21条）

第7章 雑則（第22条）

附則

第1章 総 則

(通 則)

第1条 宇曾川ダムの操作については、この規則の定めるところによる。

(ダムの用途)

第2条 宇曾川ダムは、洪水調節及び流水の正常な機能の維持をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等

(洪 水)

第3条 この規則において「洪水」とは、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が 毎秒 25 立方メートル以上である場合における当該流水をいう。

(水 位)

第4条 貯水池の水位は、取水塔に取り付けられた水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

第5条 貯水池の常時満水位は、標高 238.0 メートルとする。

(サーチャージ水位)

第6条 貯水池の、サーチャージ水位は、標高 259.0 メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第7条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節については、標高 238.0 メートルから標高 259.0 メートルまでの容量 2,350,000 立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第8条 流水の正常な機能の維持は、標高 233.0 メートルから標高 238.0 メートルまでの容量 250,000 立方メートルを利用して行うものとする。

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第9条 湖東地域振興局建設管理部長（以下「建設管理部長」という。）は、彦根地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたときその他細則で定めるときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

(洪水警戒体制時における措置)

第10条 建設管理部長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次に掲げる措置を執らなければならない。

一 土木交通部河港課、土木交通部河川開発課、彦根气象台、その他の細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

二 予備電源設備の試運転その他ダム の操作に関し必要な措置。

(洪水調節等)

第11条 洪水調節及び洪水に達しない流水についての調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第12条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第13条 建設管理部長は洪水警戒体制を維持する必要がなくなった場合は、これを解除しなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第14条 ダムによって貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号の一に該当する場合に放流を行うことができる。

一 第19条の規定によりダム本体等の点検又整備を行うため特に必要があるとき。

二 前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由がある場合で細則で定めるとき。

2 前項各号の一に該当する場合の放流量の限度は、毎秒1立方メートルとする。

(放流の原則)

第15条 建設管理部長は、放流管から放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第16条 建設管理部長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合は、上枝地点及びダム地点において別表に掲げる水量を確保できるよう、ダムから必要な流水を放流しなければならない。

(放流に関する通知等)

第17条 建設管理部長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合で、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲートの操作)

第18条 放流管から放流を行う場合のゲートの操作については、細則で定める。

第6章 計測、点検及び整備等

(計測、点検及び整備)

第19条 建設管理部長は、細則で定めるところにより、ダム本体、貯水池、ダムに係る施設等を常に良好に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

(観測)

第20条 建設管理部長は、細則で定めるところにより、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

(記録)

第21条 建設管理部長は、ゲート等を操作し、第19条の規定による計測、点検及び整備を行い、又は前条の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかなければならない。

第7章 雑 則

(細則)

第22条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続きその他の細則は、滋賀県土木交通部長が定める。

附 則

1 この規則は平成12年11月17日から適用する。

別 表 (第 16 条関係)

(単位：毎秒立方メートル)

地 点 名	期 間	流 量
ダム地点	4月11日～4月15日	0.015
	4月16日～4月20日	0.020
	4月21日～4月25日	0.054
	4月26日～4月30日	0.074
	5月1日～5月5日	0.071
	5月6日～5月10日	0.079
	5月11日～5月20日	0.073
	5月21日～5月25日	0.078
	5月26日～6月9日	0.079
	6月10日～6月19日	0.080
	6月20日～6月24日	0.081
	6月25日～6月29日	0.083
	6月30日～7月4日	0.084
	7月5日～7月9日	0.085
	7月10日～7月14日	0.088
	7月15日～7月24日	0.087
	7月25日～7月29日	0.089
	7月30日～8月3日	0.091
	8月4日～8月8日	0.084
	8月9日～8月13日	0.082
8月14日～8月18日	0.063	
8月19日～8月23日	0.060	
8月24日～8月28日	0.053	
8月29日～9月2日	0.051	
9月3日～9月7日	0.015	
上枝地点	1月1日～12月31日	0.8

青 土 ダ ム 操 作 規 則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 貯水池の水位等（第3条～第6条）

第3章 貯水池の用途別利用（第7条～第10条）

第4章 洪水調節等（第11条～第16条）

第5章 貯留された流水の放流（第17条～第24条）

第6章 点検及び整備等（第25条～第27条）

第7章 雑則（第28条）

附則

第1章 総 則

(通 則)

第1条 青土ダムのご操作については、この規則の定めるところによる。

(ダムのご用途)

第2条 青土ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水及び工業用水の供給をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等

(洪 水)

第3条 この規則において洪水とは、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒300立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(水位の測定)

第4条 貯水池の水位は、取水塔に取り付けられた水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

第5条 貯水池の常時満水位は、標高292.0メートルとする。

(サーチャージ水位)

第6条 貯水池のサーチャージ水位は、標高300.0メートルとし、第13条の規定により洪水の調節を行う場合及び第15条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合には、水位をこれより上昇させてはならない。

第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のごための利用)

第7条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高292.0メートルから標高300.0メートルまでの容量4,100,000立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のごための利用)

第8条 流水の正常な機能の維持は、標高283.3メートルから標高292.0メートルまでの容量2,500,000立方メートルのうち最大400,000立方メートルを利用して行うものとする。

(水道用水のごための利用)

第9条 水道用水の供給は、標高283.3メートルから標高292.0メートルまでの容量2,500,000立方メートルのうち最大1,800,000立方メートルを利用して行うものとする。

(工業用水のごための利用)

第10条 工業用水の供給は、標高283.3メートルから標高292.0メートルまでの容量2,500,000立方メートルのうち最大300,000立方メートルを利用して行うものとする。

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第11条 青土ダム管理事務所長（以下「所長」という。）は、彦根地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

2 所長は、第15条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合、その他細則で定める場合には洪水警戒体制を執ることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第12条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 土木部河港課、土木部河川開発課、水口土木事務所、彦根地方気象台その他の細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- 二 ゲート及びバルブ（以下「ゲート等」という。）並びにゲート等の操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転、その他ダムの操作に関し必要な措置。

(洪水調節)

第13条 所長は、次の各号の定める方法により洪水調節を行わなければならない。ただし、気象・水象その他の状況により特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- 一 水位が常時満水位を超え、標高 293.85 メートルの間にある場合には、常時満水位クレスト部からの自然放流により行うものとする。
- 二 前号の後、自然放流量が、毎秒 $\{(\text{流入量}-300) \times 0.71 + 300\}$ 立方メートルの水量を超えている場合は常時満水位クレスト部からの自然放流により行うものとする。
- 三 前2号の後、流入量が毎秒 976 立方メートルまでの間にあつて増加し続けているときは、毎秒 $\{(\text{流入量}-300) \times 0.71 + 300\}$ 立方メートルの水量を放流すること。
- 四 前号の方法による操作の後、流入量が減少しはじめた時以降は、毎秒 $\{(\text{前号の方法による操作中における最大流入量}-300) \times 0.71 + 300\}$ 立方メートルの水量を、流入量が当該水量に等しくなる時又は流入量が前号の方法による操作中における最大流入量と等しくなる時まで放流すること。

ただし、放流量が常時満水位クレスト部からの自然放流量と等しくなったとき以降は、自然放流により行うものとする。

- 五 前号の方法による操作の後、流入量が第三号の方法による操作中における最大流入量を超えた時以降は、前3号に規定する方法により放流すること。
- 六 次条の規定によりダムから放流を行っている場合において、放流量が毎秒 300 立方メートルを下るまでの間に流入量が再び増加した場合で、流入量が放流量と等しくなった時以降は、流入量が毎秒 $\{(\text{当該放流量}-300) \times 1.41 + 300\}$ 立方メートルに等しくなる時まで当該放流量に相当する水量又は、第一号、第二号の方法により放流すること。
- 七 流入量が、前号に規定する毎秒 $\{(\text{当該放流量}-300) \times 1.41 + 300\}$ 立方メートルを越えた時以降は、前5号に定める方法により放流すること。

八 流入量が毎秒 976 立方メートルを越えた時以降は、流入量が毎秒 780 立方メートルに等しくなる時まで、毎秒 780 立方メートルの水量を放流すること。ただし、その水位における最大放流可能量が毎秒 780 立方メートル以下の場合は、最大放流可能量とする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第 14 条 所長は、前条の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が常時満水位をこえているときは、速やかに、水位を常時満水位に低下させるため、洪水調節を行った後には、前条に定める方法による操作中における放流量のうち最大の放流量を限度とし、洪水に達しない流水の調節を行った後には、常時満水位クレスト部からの自然放流により、ダムから放流を行わなければならない。ただし、気象・水象その他の状況により、特に必要があると認める場合には、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行うことができる。

(洪水に達しない流水の調節)

第 15 条 洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を越える場合には、常時満水位クレスト部からの自然放流により行うものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第 16 条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

第 5 章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第 17 条 ダムによって貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号の一に該当する場合に放流することができる。

一 第 25 条第 1 項の規定により、ゲート等の点検又整備を行うため特に必要があるとき。

二 前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項各号の一に該当する場合の放流量の限度は、毎秒 240 立方メートルとする。

(放流の原則)

第 18 条 所長は、ゲート等から放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(放流量)

第 19 条 ダムから放流を行う場合の放流量は、この規則に特別の定めがある場合にあつては、当該規定に定める量、その他の場合にあつては流入量に相当する量を超えてはならない。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第 20 条 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、横田橋地点において 毎秒 1.68 立方メートルの水量を確保できるよう、また水口町上水取水地点において毎秒 0.0116 立方メートルの水量の取水を可能ならしめるよう必要な流水をダムから放流しなければならない。

(水道用水及び工業用水の供給のための放流)

第21条 所長は、水道用水及び工業用水の供給のため必要があると認める場合には、別表に掲げる地点においてそれぞれ同表に掲げる水量の取水を可能ならしめるよう必要な流水をダムから放流しなければならない。

(貯留の原則)

第22条 所長は、流水の貯留を行う場合においては、下流の既存水利権に支障をあたえないよう行うものとする。

(放流に関する通知等)

第23条 所長は、ダムから放流することによって流水の状況に著しい変化を生じる場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲート等の操作)

第24条 ダムから放流を行う場合のゲート等の操作については、細則に定める。

第6章 点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第25条 所長は、ダム本体、貯水池、ダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 所長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うため、細則で定めるところにより基準を定めなければならない

(観測)

第26条 所長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(記録)

第27条 所長は、ゲート等を操作し、第25条第1項の規定による計測、点検及び整備を行い、又は前条第1項の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかなければならない。

第7章 雑 則

(細則)

第28条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続きその他細則は、滋賀県知事が定める。

附 則

1 この規則は平成8年4月25日から適用する。

別 表 (第 21 条関係)

単位：毎秒立方メートル

地 点 名	期 間	水 量	適 用
野 上 野	1月1日～12月31日まで	0. 0 7 6	水道用水
横 田 橋	1月1日～12月31日まで	0. 4 5 1	水道用水
横 田 橋	1月1日～12月31日まで	0. 0 7 3	工業用水

姉川ダム操作規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 貯水池の水位等（第3条～第6条）

第3章 貯水池の用途別利用（第7条～第9条）

第4章 洪水調節等（第10条～第14条）

第5章 貯留された流水の放流（第15条～第19条）

第6章 計測、点検及び整備等（第20条～第22条）

第7章 雑則（第23条）

附則

第1章 総 則

(通 則)

第1条 姉川ダムの操作については、この規則の定めるところによる。

(ダムの用途)

第2条 姉川ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び発電をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等

(洪 水)

第3条 この規則において、「洪水」とは、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒100立方メートル以上である場合における当該流水をいう。

(水 位)

第4条 貯水池の水位は、ダム本体に取り付けられた水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

第5条 貯水池の常時満水位は、標高427.4メートルとする。

(サーチャージ水位)

第6条 貯水池のサーチャージ水位は、標高446.7メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第7条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節については、標高427.4メートルから標高446.7メートルまでの容量4,700,000立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第8条 流水の正常な機能の維持は、標高413.0メートルから標高427.4メートルまでの容量1,800,000立方メートルを利用して行うものとする。

(発電のための利用)

第9条 発電は、第12条、第13条及び第17条に規定する放流による流水を利用して行うものとする。ただし、第7条に規定する洪水調節等、第8条に規定する流水の正常な機能の維持に支障を与えないように行うものとする。

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第10条 長浜土木事務所長（以下「所長」という。）は、彦根地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられたときその他細則で定めるときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

(洪水警戒体制時における措置)

第11条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 土木交通部流域政策局、彦根地方気象台その他の細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- 二 予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置。

(洪水調節等)

第12条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うほか、下流に支障を与えない程度の流量を限度とした放流管からの放流により行うことができる。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第13条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとするほか、下流に支障を与えない程度の流量を限度とした放流管からの放流により行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第14条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなった場合は、これを解除しなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第15条 ダムによって貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号の一に該当する場合に放流を行うことができる。

- 一 第20条の規定によりダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由がある場合で細則で定めるとき。

2 前項各号の一に該当する場合の放流量の限度は、毎秒10立方メートルとする。

(放流の原則)

第16条 所長は、放流管から放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第17条 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合は、今村橋地点において別表に掲げる水量を確保できるよう、ダムから必要な流水を放流しなければならない。

(放流に関する通知等)

第18条 所長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合で、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、関係機関に通知するとともに一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲート等の操作)

第19条 ダムから放流を行う場合のゲート及びバルブ（以下「ゲート等」という。）の操作については、細則で定める。

第6章 計測、点検及び整備等

(計測、点検及び整備)

第20条 所長は、細則で定めるところにより、ダム本体、貯水池、ダムに係る施設等を常に良好に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

(観測)

第21条 所長は、細則で定めるところにより、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

(記 録)

第22条 所長は、ゲート等进行操作し、第20条の規定による計測、点検及び整備を行い、又は前条の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかなければならない。

第7章 雑 則

(細 則)

第23条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続その他の細則は、滋賀県土木交通部長が定める。

附 則

この規則は、平成30年3月23日から適用する。

別表（第17条関係）

単位 立方メートル毎秒

地 点 名	期 間	水 量
今村橋	1月1日から12月31日まで	1.0

天川ダム操作規則

天川ダム操作規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 貯水池の水位等（第3条～第6条）

第3章 貯水池の用途別利用（第7条）

第4章 洪水調節等（第8条～第12条）

第5章 貯留された流水の放流（第13条～第16条）

第6章 点検、整備等（第17条～第19条）

第7章 雑則（第20条）

附則

第1章 総 則

(通 則)

第1条 天川ダムの操作については、この規則の定めるところによる。

(ダムの用途)

第2条 天川ダムは、洪水調節をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等

(洪 水)

第3条 この規則において洪水とは、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が、毎秒20立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(水 位)

第4条 貯水池の水位（以下「水位」という。）は、ダム本体に取り付けられた水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

第5条 貯水池の常時満水位は、標高155.8メートルとする。

(サーチャージ水位)

第6条 貯水池のサーチャージ水位は、標高172.3メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第7条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高155.8メートルから標高172.3メートルまでの容量1,323,000立方メートルを利用して行うものとする。

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第8条 高知県事務所建設管理部長（以下「建設管理部長」という。）は、洪水が予想されるときは、細則で定めるところにより洪水警戒体制を執らなければならない。

(洪水警戒体制時における措置)

第9条 建設管理部長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次の各号に定める措置を執らなければならない。

一 細則で定める関係機関との連絡及び気象並びに水象に関する観測及び情報の収集を密にす

ること。

二 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに関し必要な措置をとること。

(洪水調節等)

第10条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第11条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第12条 建設管理部長は、細則で定めるところにより洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第13条 ダムによって貯留された流水は、第10条及び第11条の規定による場合のほか、次の各号の一に該当する場合にダムから放流することができる。

- 一 第17条の規定により、ダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、細則で定めるところにより特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項各号の一に該当する場合の放流量の限度は、毎秒2立方メートルとする。

(放流の原則)

第14条 建設管理部長は、非常用放流ゲートから放流を行う場合においては、細則で定めるところにより放流によって下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(放流に関する通知等)

第15条 建設管理部長は、ダムから放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲートの操作)

第16条 非常用放流ゲートから放流を行う場合のゲートの操作については、細則で定める。

第6章 点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第17条 建設管理部長は、細則で定めるところにより、ダム、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

(観 測)

第18条 建設管理部長は、細則で定めるところにより、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

(記 録)

第19条 建設管理部長は、ゲートを操作し、第17条の規定による計測、点検及び整備を行い、又は前条の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかななければならない。

第7章 雑 則

(細 則)

第20条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続きその他の細則は、建設管理部長が定める。

附 則

この規則は、平成18年3月31日から適用する。

永源寺ダム操作規程

目 次

第1章 総則（第1条～第8条）

第2章 ダム等の管理の原則

第1節 流水の貯留及び放流の方法（第9条～第12条）

第2節 放流の際にとるべき措置等（第13条～第18条）

第3章 洪水における措置に関する特則（第19条～第21条）

附 則 （注1）当初操作規程

昭和51年11月26日付け建近河管第49号によって近畿地方建設局長から農林水産大臣あて同意を得て確定したものである。

（注2）変更操作規程

平成28年3月25日付け国近整河管第85号によって近畿地方整備局長から農林水産大臣あて同意を得て確定したものである。

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、永源寺ダム（以下「ダム」という。）の操作の方法のほか、ダム及び永源寺貯水池（以下「貯水池」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(管理主任技術者)

第2条 ダムに河川法（昭和39年法律第167号、以下「法」という。）第50条第1項に規定する管理主任技術者1人を置く。

2. 前項の管理主任技術者は、部下の職員を指揮監督して法及びこれに基づく命令、並びにこの規程の定めるところにより、ダム及び貯水池の管理に関する事務を誠実に行わなければならない。

(ダム及び貯水池の諸元等)

第3条 ダム及び貯水池の諸元その他これに類するダム及び貯水池の管理上参考となるべき事項は次のとおりとする。

(1) ダ ム

イ. 高 さ		73.50m
ロ. 堤頂の標高	重力部	273.00m
	フィル部	274.00m
ハ. 越流頂の標高	左岸側2門	262.70m
	右岸側2門	261.70m

ニ. 洪水吐ゲート

(イ) 個々のゲートの規模及び数

高さ8.10mで幅9.375mのもの2門

高さ9.06mで幅9.375mのもの2門

(ロ) 個々のゲートの開閉の速さ

1分につき0.3m

ホ. 河川側放水口ゲート

(イ) ゲートの規模及び数

高さ3.30mで幅2.80mのもの1門

(ロ) ゲートの開閉の速さ

1分につき0.3m

ヘ. 発電側取水用バルブ

バルブの規模及び数

直径1.65mのバタフライ弁 1基

ト. 農業側取水用バルブ

バルブの規模及び数

直径1.20mのホロージェット弁 1基

チ. 計画洪水流量		1,530m ³ /s
(2) 貯水池		
イ. 直接集水地域の面積		131.5 km ²
ロ. 湛水区域の面積		0.98 km ²
ハ. 最大背水距離		5.0 km
ニ. 計画洪水位	標高	270.00 m
	(水位計による表示)	70.00 m)
ホ. 常時満水位	標高	270.00 m
	(水位計による表示)	70.00 m)
ヘ. 予備放流水位	標高	269.50 m
	(水位計による表示)	69.50 m)
ト. 最低水位	標高	227.0 m
チ. 有効貯水量		21,984,000.00 m ³
(3) 最大取水量		15.1 m ³ /s
(4) 発電最大使用水量		13.0 m ³ /s

(洪水及び洪水時)

第4条 この規程において「洪水」とは、貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が300m³/s以上であることをいい、「洪水時」とは、洪水が発生しているときをいう。

(洪水警戒時)

第5条 この規程において「洪水警戒時」とは、ダムに係る直接集水地域の全部、又は一部を含む予報区を対象として大雨警報、大雨特別警報又は洪水警報が行われ、その他洪水が発生するおそれ大きいと認められるに至ったときから洪水時に至るまで、又は洪水時に至ることがなくこれらの警報が解除され、若しくは切り替えられ、その他洪水が発生するおそれが少ないと認められるに至るまでの間をいう。

(予備警戒時)

第6条 この規程において「予備警戒時」とは、前条の予報区を対象として大雨注意報又は洪水注意報が行われ、その他洪水が発生するおそれがあると認められるに至ったときから洪水警戒時に至るまで、又は洪水警戒時に至ることがなく、これらの注意報が解除され若しくは切り替えられ、その他洪水が発生するおそれがないと認められるに至るまでの間をいう。

(貯水位の算定方法)

第7条 貯水池の水位（以下「貯水位」という。）は、永源寺貯水池水位観測所の水位計の読みに基づいて算定するものとする。

(流入量の算定方法)

第8条 流入量は如来堂水位観測所地点における愛知川の流量に1.2を乗じて得た流量から0.1

m³/s を減じて算定するものとする。

2. 前項の愛知川の流量は、如来堂水位観測所において測定した愛知川の水位に基づいて算定するものとする。
3. 前2項の規定にかかわらず、これらの項に規定する方法によっては流入量を正確に算定することができないと認められる事情があるときは、流入量はこれを算定すべきときを含む一定の時間における貯水池の貯水量の採分と、当該一定の時間における貯水池からの延べ放流量との合算量を当該一定の間で除して算定するものとする。
4. 前項の貯水量の増分は、同項の一定の時間が始まる時及びこれが終わるときにおける貯水位に、それぞれ対応する貯水池の貯水量を別図第1により求め、これを差引計算して算定するものとする。

第2章 ダム等の管理の原則

第1節 流水の貯留及び放流の方法

(流水の貯留の最高限度)

第9条 貯水池における流水の貯留は、第21条第1項の規定により貯水池に流水を貯留する場合を除くほか、常時満水位を超えてはならない。

(ダムから放流することができる場合)

第10条 ダムの洪水吐からの放流は、第3号・第4号・第5号又は第6号に該当する場合に限り、河川側放水口からの放流は、次の各号に該当する場合に、それぞれすることができるものとする。

- (1) 下流における他の河川の使用のため必要な河川の流量を放流する必要があるとき。
- (2) 永源寺発電所が発電を行うとき。
- (3) 前条の規定を守るため必要があるとき。
- (4) 第20条第2号及び第21条第1号の規程により貯水池から放流するとき。
- (5) ダムその他の貯水池内の施設又は工作物の点検、又は整備のため必要があるとき。
- (6) その他やむを得ない必要があるとき。

(放流の開始及び放流量の増減の方法)

第11条 貯水池からの放流は、第21条第1項の規定によってする場合を除くほか、下流の水位の急激な変動を生じないように別図第2に定めるところによってしなければならない。ただし、流入量が急激に増加しているときは、当該流入量の増加率の範囲内において貯水池からの放流量を増加することができる。

(洪水吐ゲート及び河川側放水口ゲートの操作の方法)

第12条 ダムの洪水吐ゲートを構成する個々のゲート（以下この条において「ゲート」という。）は左岸に最も近いものから右岸に向かって、順次「第1号ゲート」「第2号ゲート」「第3号ゲ

ート」及び「第4号ゲート」という。

2. ダムの洪水吐から放流する場合においては、ゲートを次の順序によって開き、第4号ゲートを開いた後、さらにその放流量を増加するときは、同様の操作を繰り返すものとし、開かれたゲートを閉じるときは、これを開いた順序の逆の順序によってするものとする。

(1) 第3号ゲート及び第4号ゲートの下端の標高が262.44m未満のとき。

第3号ゲート

第4号ゲート

(2) 第3号ゲート及び第4号ゲートの下端の標高が262.44m以上のとき。

第2号ゲート

第3号ゲート

第1号ゲート

第4号ゲート

(3) 前項の場合におけるゲートの1回の開閉の動きは0.5mをこえてはならない。ただし、流入量が急激に増加している場合において、第9条の規定を守るため、やむを得ないと認められるときは、この限りではない。

(4) 1のゲートを開閉した後、引き続いて他のゲートを開閉するときは、当該1のゲートが始動してから少なくとも10秒を経過した後でなければ、当該他のゲートを始動させてはならない。

(5) ゲート及び河川側放水口ゲートは、第10条の規定により放流する場合、又はダムの洪水吐の点検、若しくは整備のため必要がある場合を除くほか開閉してはならない。

第2節 放流の際にとるべき措置等

(放流の際の関係機関に対する通知)

第13条 法第48条の規定による通知は、ダムの洪水吐又は河川側放水口からの放流（当該放流の途中における放流量の著しい増加で、これによって下流に危害が生じるおそれがあるものを含む。以下次条において「ダム放流」という。）の開始の少なくとも1時間前に別表第1(1)欄に定めるところにより行うものとする。

2. 前項の通知をするときは、近畿地方整備局長に対しても別表第1(2)欄に定めるところにより、河川法施行令（昭和40年政令第14号、以下「令」という。）第31条に規定する当該通知において示すべき事項と同一の事項を通知しなければならない。

(放流の際の一般に周知させるための措置)

第14条 法第48条の一般に周知させるため必要な措置は、ダム地点から河口地点まで（貯水池からの最大放流量が $13\text{m}^3/\text{s}$ まではダム地点から旦度橋地点まで、貯水池からの最大放流量が $13\text{m}^3/\text{s}$ を越え $300\text{m}^3/\text{s}$ まではダム地点から御河辺橋地点まで、貯水池からの最大放流量が $300\text{m}^3/\text{s}$ を越えるときはダム地点から河口地点まで）の愛知川の区間についてするものとする。

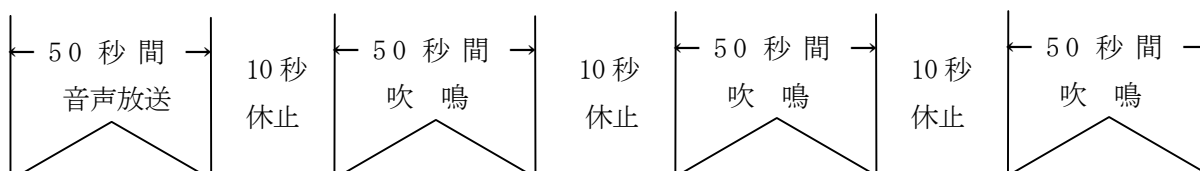
2. 令第31条の規定による警告は、別表第2に掲げるサイレン・スピーカー及び警報車のスピーカーにより次の各号に掲げる方法により行うものとする。

(1) ダム地点に設置されたサイレン・スピーカーによる警告は、ダム放流の開始約10分前までに

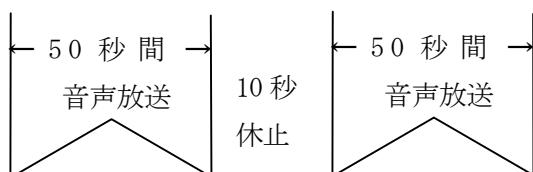
行うこと。

(2) ダム地点以外に設置されたサイレン・スピーカーによる警告は、ダム放流により当該警報装置の警報区域における愛知川の水位の上昇が開始されると認められるとき以前約 10 分前までに行うこと。

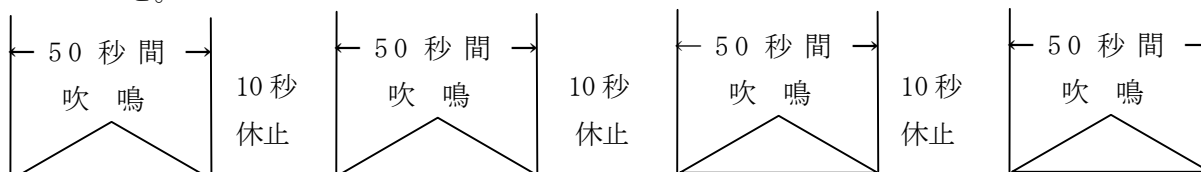
(3) イ. サイレン・スピーカーによる場合の 1 回あたりの吹鳴方法は次のとおりとし、吹鳴は 4 分間行うこと。



ロ. スピーカーのみによる場合の 1 回あたりの放送方法は次のとおりとし、放送は 2 分間行うこと。



ハ. サイレンのみによる場合の 1 回あたりの吹鳴方法は次のとおりとし、吹鳴は 4 分間行うこと。



(4) 警報車のサイレン・スピーカーによる警告は、前項の各区分について、ダム放流によりおのおの地点における愛知川の水位の上昇が開始されると認められる時の約 15 分前までに行うこと。

(ダムの操作に関する記録の作成)

第 15 条 ダムの洪水吐ゲート・河川側放水口ゲート・発電側取水用バルブ及び農業側取水用バルブを操作した場合には、次の各号に掲げる事項（その開閉がダム放流を伴わなかったときは、第 1 号及び第 2 号に掲げる事項）を記録しておかなければならない。

- (1) 操作の理由。
- (2) 開閉したゲート又はバルブの名称、その 1 回の開閉を始めた時刻及びこれを終えた時刻並びにこれを終えたときにおけるその開度。
- (3) ゲート又はバルブの 1 回の開閉を始めたとき及びこれを終えたときにおける貯水位・流入

量・ダム洪水吐又は河川側放水口からの放流に係る放流量及び発電側使用量並びに農業側取水量。

(4) ダム洪水吐又は河川側放水口からの放流に係る最大放流量が生じた時刻及びその最大放流量。

(5) 法第 48 条の規定による通知（第 13 条第 2 項の規定による通知含む）及び令第 31 条の規定による警告の実施状況。

(観測及び測定等)

第 16 条 法第 45 条の規定による観測は、別表第 3 に定めるところにより行うものとする。

2. 法第 45 条の規定による観測すべき事項のほか、別表第 4 に掲げる事項については、同表に定めるところにより観測又は測定をしなければならない。

3. 前項のほか、次条後段の規定に該当するとき、その他ダム又は貯水池について異常かつ重大な状態が発生していると疑われる事情があるときは、速やかに別表第 4 に掲げる事項のうち、ダムの状況に関するものの測定をしなければならない。

4. 法第 45 条及び前 2 項の規定による観測及び測定の結果は記録しておくなければならない。

(点検及び整備等)

第 17 条 ダム及び貯水池並びにこれらの管理上必要な機械・器具及び資材は、定期に及び適宜によりその点検及び整備を行うことにより、常時良好な状態に維持しなければならない。特に、洪水又は暴風雨・地震その他これらに類する異常な現象で、その影響がダム又は貯水池に及ぶものが発生したときは、その発生後、速やかにダム及び貯水池の点検（貯水池付近の土地の形状の変化の観測及びダムに係る地山からにじみ出る水の量と貯水位との関係の検討を含む）を行い、ダム又は貯水池に関する異常な状態が早期に発見されるようにしなければならない。

(異常かつ重大な状態に関する報告)

第 18 条 ダム又は貯水池に関する異常かつ重大な状態が発見されたときは、直ちに近畿地方整備局長に対し、別表第 1 (2) 欄の例により、その旨を報告しなければならない。

第 3 章 洪水における措置に関する特則

(予備警戒時における措置)

第 19 条 予備警戒時においては、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 洪水時においてダム及び貯水池を適切に管理することができる要員を確保すること。

(2) 次に掲げる設備・機械器具等の点検及び整備を行うこと。

イ. ダムを操作するために必要な機械及び器具（受電及び受電した電気の使用のための電気設備並びに予備電源設備を含む）

ロ. 法第 45 条の観測施設

ハ. 法 46 条第 2 項の通報施設

- ニ. 令第 31 条の規定により警報するため必要な照明設備及び携帯用の電灯
 - ホ. 夜間に屋外で洪水時における作業を行うために必要な照明設備及び携帯用の電灯
 - ヘ. その他洪水時におけるダム及び貯水池の管理のため必要な機械・器具及び資材
- (3) 気象官署が行う気象の観測の成果を的確かつ迅速に収集すること。
 - (4) 近畿地方整備局長及び滋賀県知事に対し、別表第 1 の例による法第 46 条第 1 項の規定による通報をすること。
 - (5) 河川法施工規則（昭和 40 年建設省令第 7 号）第 27 条の規定の例によりダムの操作に関する記録を作成すること。
 - (6) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置。

(洪水警戒時における措置)

第 20 条 洪水警戒時においては、前条第 1 号から第 5 号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。
- (2) 次に定めるところにより貯水池から放流し、又は貯水池に流水を貯留すること。ただし、貯水池からの放流は第 11 条の規定に適合しないこととなるときは、これに適合するため必要な最小限度において、これに適合するようにしてすること。

イ. 洪水警戒時が始まる時における貯水位が予備放流水位をこえているときは、次の順序により、それぞれ次に掲げる流量（貯水位が予備放流水位に等しくなったとき以後においては、流入量に相当する流量）の流水を貯水池から放流すること。

(イ) 流入量が 100m³/s になるとき以前においては流入量に相当する流量

(ロ) 流入量が 100m³/s になったときから流入量が 250m³/s になるまでの間においては、次の式によって算定する貯水池からの放流量

$$Q_o = 1.2 Q_i$$

この式において、 Q_o 及び Q_i はそれぞれ次の数値を表すものとする。

Q_o : 貯水池からの放流量（単位：m³/s）

Q_i : 流入量（単位：m³/s）

(ハ) 流入量が 250m³/s になったとき以後においては 300m³/s

ロ. 洪水警戒時が始まる時における貯水位が予備放流水位に等しいときは、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。

ハ. 洪水警戒時が始まる時における貯水位が予備放流水位を下っているときは、貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなったとき以後においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。

- (3) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置

(洪水時の措置)

第 21 条 洪水時においては、第 19 条第 3 号及び第 4 号並びに前条第 1 号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 次に定めるところにより、貯水池から放流し、及び貯水池に流水を貯留すること。ただし、貯水池からの放流は下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において、その急激な変動を生じないようにしてすること。
- イ. 洪水時が始まったときから流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流し、ダムของ洪水吐ゲートを全開することとなるまでの間、これを継続すること。
 - ロ. イに規定する時間が経過した時からダムの洪水吐ゲートを全開しておき、流入量が最大となったときを経て貯水位が予備放流水位に等しくなるまでの間、これを継続すること。
 - ハ. ロに規定する時間が経過したときから流入量が $300\text{m}^3/\text{s}$ になるまでの間においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。
 - ニ. ハに規定する時間が経過した以後においては、貯水池からの放流しながら、又はこれをしてしないで貯水池に流水を貯留すること。
 - ホ. イからニまでの規定にかかわらず、洪水時が始まるときにおける貯水位が予備放流水位を下まわっているときは、貯水池からの放流しながら、又はこれをしてしないで貯水池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなったとき以後においては、イからニまでの規定の例により貯水池から放流すること。
- (2) 法第 49 号の規定による記録の作成をすること。
- (3) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置。

附 則

この規程は、昭和 51 年 11 月 26 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 3 月 25 日から施行する。

別表第1〔第13条・第18条及び第19条第4号〕

	通知の相手方		通知の方法	適用		
	名称	担当期間の名称				
(1)	滋賀県知事	東近江土木事務所河川砂防課	}	貯水池からの放流が300m ³ /s以上のときのみ		
	東近江市長	東近江市管理課				
	愛荘町長	愛荘町建設下水道課				
	彦根市長	彦根市危機管理室			加入電話	〃
	東近江警察署長	東近江警察署警備課			}	貯水池からの放流が300m ³ /s以上のときのみ
	彦根警察署長	彦根警察署警備課				
	近畿地方整備局長	琵琶湖河川事務所管理課				
(2)	近畿地方整備局長	琵琶湖河川事務所管理課		〃		

別表第2 [第14条第2項]

局名	警告装置の位置	警告装置の構造又は能力	
永源寺監視	ダム地点（ダムサイト左岸） 東近江市永源寺相谷町字峪道	音声増幅器	100W×2
		スピーカー	70W×4
竜門	東近江市永源寺高野町29番地	音声増幅器	100W×2
		スピーカー	70W×4
		サイレン	3φ200V 2.2kw
		無線	70MHz帯 1W
旦度	東近江市永源寺相谷町	音声増幅器	100W×2
		スピーカー	70W×4
		サイレン	3φ200V 2.2kw
		無線	70MHz帯 1W
紅葉	東近江市永源寺高野町	音声増幅器	100W×2
		スピーカー	60W×4
		サイレン	3φ200V 2.2kw
		無線	70MHz帯 1W
千手	東近江市小倉町字上川原1497-3	音声増幅器	100W×2
		スピーカー	70W×4
		サイレン	3φ200V 2.2kw
		無線	70MHz帯 1W
青山	東近江市青山町665番地	音声増幅器	100W×2
		スピーカー	70W×4
		サイレン	3φ200V 2.2kw
		無線	70MHz帯 5W×2
春日	東近江市妹町	音声増幅器	100W×2
		スピーカー	70W×4
		サイレン	3φ200V 3.7kw
		無線	70MHz帯 1W
御河辺	東近江市神田町	音声増幅器	100W×2
		スピーカー	60W×4
		サイレン	3φ200V 3.7kw
		無線	70MHz帯 1W

八 千 代	東近江市小田苧町	音声増幅器 スピーカー サイレン 無 線	100W×2 60W×4 3φ200V 2.2kw 70MHz帯 1W
奥	東近江市五個荘奥町	音声増幅器 スピーカー サイレン 無 線	100W×2 60W×4 3φ200V 3.7kw 70MHz帯 1W
御 幸	愛荘町大字愛知川字大柳 790 番地	音声増幅器 スピーカー サイレン 無 線	100W×2 60W×4 3φ200V 3.7kw 70MHz帯 1W
神 郷	東近江市神郷町	音声増幅器 スピーカー サイレン 無 線	100W×2 60W×4 3φ200V 3.7kw 70MHz帯 5W
八 幡	彦根市服部町	音声増幅器 スピーカー サイレン 無 線	100W×2 60W×4 3φ200V 2.2kw 70MHz帯 3W
葉 枝 見	東近江市川南町	音声増幅器 スピーカー サイレン 無 線	100W×2 60W×4 3φ200V 2.2kw 70MHz帯 5W
栗 見	東近江市福堂町	音声増幅器 スピーカー サイレン 無 線	100W×2 60W×4 3φ200V 3.7kw 70MHz帯 5W
河 口	東近江市栗見出在家町	音声増幅器 スピーカー サイレン 無 線	100W×2 60W×4 3φ200V 2.2kw 70MHz帯 5W

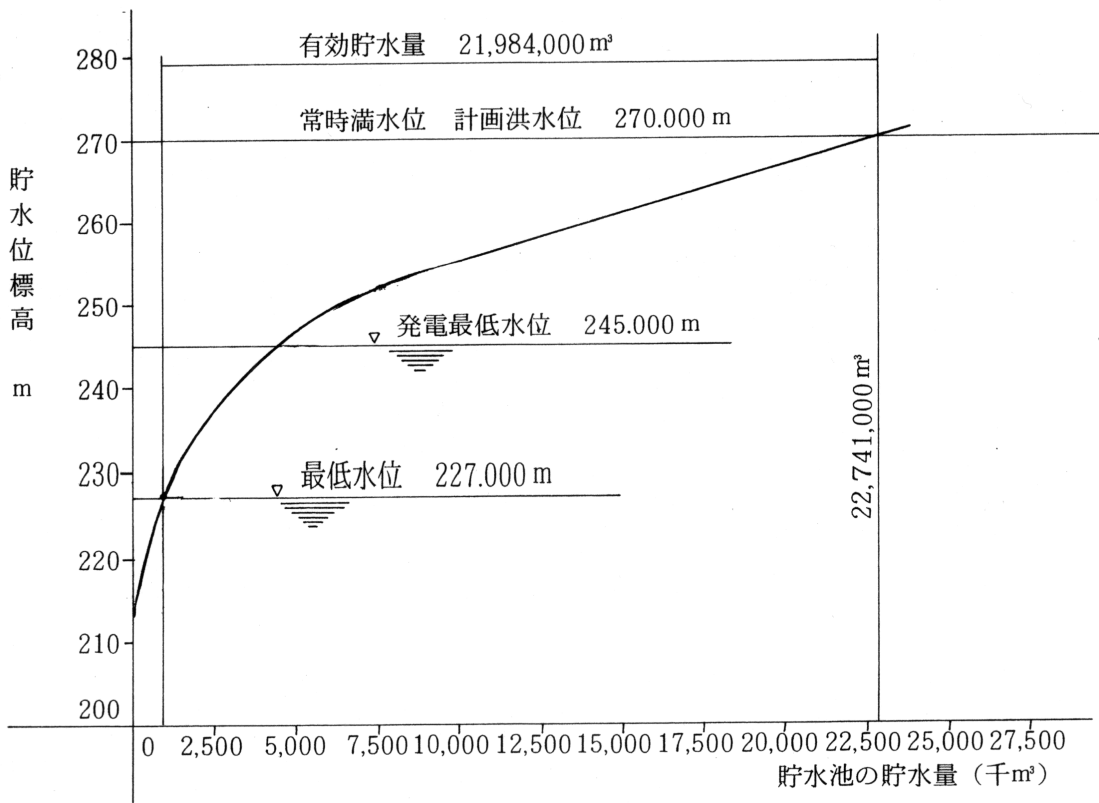
別表第3 [第16条第1項]

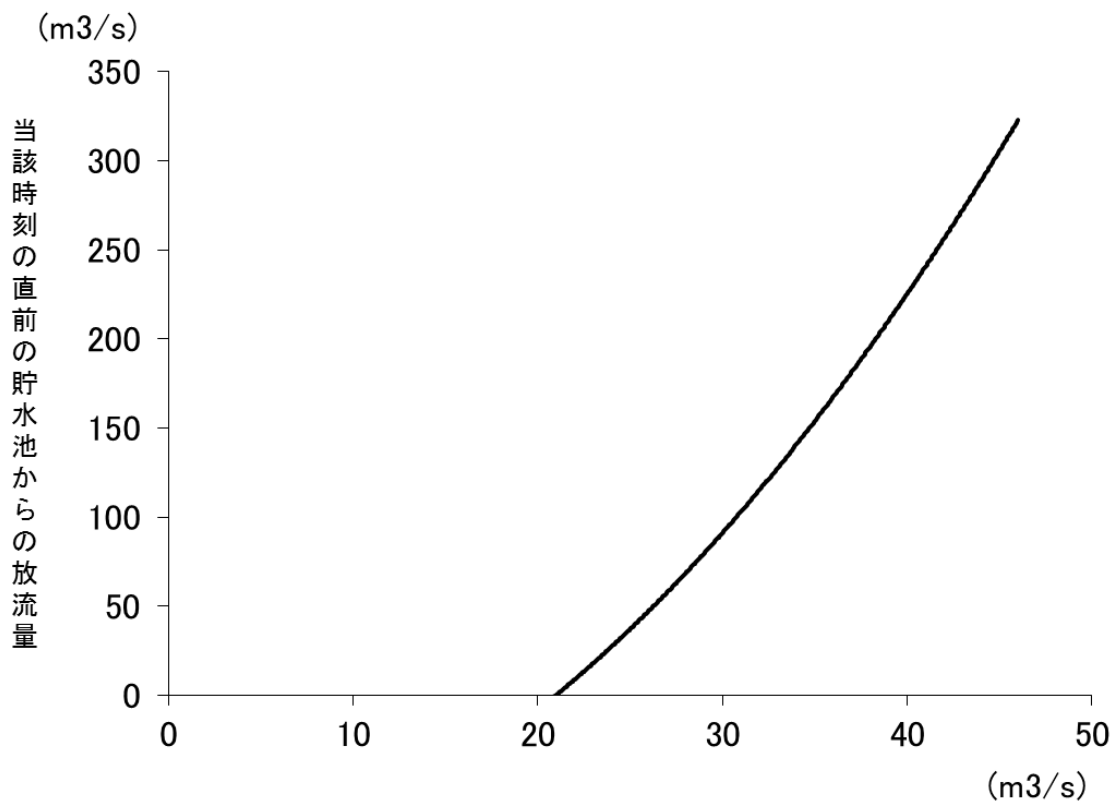
観測すべき 事 項	観 測 施 設			観測の回数	摘 要
	名 称	位 置	構造又は能力		
貯水位及び 流 入 量	永源寺貯水池 水位観測所	東近江市永源寺相 谷町 河川敷 (永源寺ダム)	有線遠隔 自記水位計 (タイプ記録)	毎日1回以上 (洪水時、洪水警戒時及び予備警戒時においては30分ごとに1回)	流入量は第8条の規定により、流量は水位の観測の結果に基づきそれぞれ算定する。
水 位 及 び 流 量	如来堂水位観測所	東近江市政所町字 如来堂 1668 (愛知川右岸)	無線遠隔 自記水位計 (タイプ記録)		
	且度水位観測所	東近江市永源寺相 谷町字熊原河川敷 (旧且度橋左岸橋台)	無線遠隔 自記水位計 (タイプ記録)		
降 水 量	神崎雨量観測所	東近江市紅葉尾町 字下戸 14-4、14-5 (神崎川左岸)	無線遠隔 自記雨量計 (タイプ記録)		
	蛭谷雨量観測所	東近江市蛭谷町字 砂原 276-2 (御池川右岸)	〃		
	御河辺雨量観測所	東近江市神田町 河川堤防敷 (愛知川左岸)	〃		
	君ヶ畑雨量観測所	東近江市君ヶ畑町 字谷口平 163-2	〃		
	石樽雨量観測所	東近江市政所町字 古々録谷 1-2	〃		
	御在所雨量観測所	東近江市甲津畑町 字水晶 1-21	〃		
	総合気象観測所	東近江市永源寺相 谷町字峪道 34-7 (永源寺ダム)	有線遠隔 自記雨量計		
積雪の深さ	永源寺貯水池 積雪観測所	東近江市永源寺相 谷町字峪道 34-7 (永源寺ダム)	積雪尺	毎日1回	

別表第4 [第16条第2項及び第3項]

観測又は測定すべき事項		観測又は測定回数	摘要	
気象	ダム地点における天気・気圧・気温・相対湿度・風向・風速 蒸発量及び日射量	毎日	打点式自記	
水象	大幹線水路水位及び河川側ゲート越流水頭	毎日	有線遠隔自記 (タイプ記録)	
	水質(水温・透明度・水色・DO・電気伝導度・濁度)	毎月1回		
ダムの状況	重力部	変形・揚圧力・温度及び応力	少なくとも 毎四半期1回	温度は最終安定 温度になるまで
		漏水量	少なくとも 毎月2回	
	フィル部	間隙水圧・揚圧力及び変形	少なくとも 毎四半期1回	
		漏水量	少なくとも 毎月2回	
貯水池内及びその末端付近の堆砂の状況		少なくとも毎年1回		

別図第1 [第8条第4項]





当該時刻以後の10分間における貯水池からの放流量の増分の最大限度

滋賀県永源寺ダム管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、滋賀県永源寺ダム管理条例(昭和58年滋賀県条例第27号。以下「条例」という。)第2条、第4条および第6条の規定に基づき、永源寺ダム(以下「ダム」という。)の管理について必要な事項を定めるものとする。

(常時満水位)

第2条 ダムの常時満水位は、標高270メートルとし、水位をこれより上昇させてはならない。

(最低水位)

第3条 ダムの最低水位は、標高227メートルとし、点検、補修その他特に必要とする場合を除き、水位をこれより低下させてはならない。

(水位の基準)

第4条 ダムの水位は、取水塔に取り付けられた水位計の示度によるものとする。

(貯水)

第5条 ダムの貯水は、かんがい用水等を確保するため、別に定めるダム容量配分計画に基づき行うものとする。

(かんがい用水の取水)

第6条 滋賀県永源寺ダム管理事務所長(以下「所長」という。)は、気象、水象および愛知川頭首工の取水状況等を考慮して、かんがいのための必要な水量を、ダムから取水しなければならない。

2 所長は、水質の汚濁等のため、前項の規定による必要な水量を取水することが困難な場合には、利水者(愛知川沿岸土地改良区をいう。以下同じ。)と協議して適切な措置を講ずるとともに、知事に報告するものとする。

(発電事業の取水)

第7条 所長は、かんがい用水の取水に支障を及ぼさない範囲内において、発電事業のために必要な水量をダムから取水するものとする。

2 所長は、ダムの操作を行おうとする場合において発電事業のための取水に影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、発電事業者に連絡するものとする。

(責任放流)

第8条 ダムからの責任放流は、ダムに係る河川法(昭和39年法律第167号)第95条の規定による協議で定

められた水利使用規則に基づき行うものとする。

(放流の制限)

第9条 所長は、前3条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、ダムに貯留した水を放流することができる。

- (1) 水位が常時満水位を越えるとき。
- (2) 洪水時または洪水の発生するおそれがあるとき。
- (3) ダムまたはダムを操作するために必要な機械、器具等の点検および整備を行う必要があるとき。
- (4) その他特にやむを得ない理由により必要があるとき。

(放流量および方法)

第10条 ダムからの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないようにして行わなければならない。ただし、洪水時等流入量が急激に増加しているときは、当該流入量の増加率の範囲内において、放流量を増加することができる。

(放流の際とるべき措置等)

第11条 所長は、洪水吐ゲートまたは河川側放水口ゲートから放流(責任放流を除き、中途における放流量の増加で下流に危害が生ずるおそれがあるものを含む。)を行う場合は、放流開始の少なくとも1時間前に関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(洪水吐ゲートの操作)

第12条 洪水吐ゲートは、常時閉扉しておくものとし、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、これを操作するものとする。

- (1) 第9条の規定による放流を行うとき。
- (2) 第15条の規定による点検および整備を行うとき。
- (3) 貯水を行う必要がないとき。

(取水ゲートの操作)

第13条 取水ゲートは、取水の必要に応じて操作するものとし、かんがい用水の取水を行う場合にあっては、原則として貯水池の表面から取水するように操作するものとする。ただし、貯水池の表面水が取水に適さない場合または水位が標高243メートル以下の場合には、この限りではない。

(河川側放水口ゲートの操作)

第 14 条 河川側放水口ゲートは、第 8 条の規定による責任放流を行う場合または第 12 条各号のいずれかに該当する限り、これを操作するものとする。

(点検および整備)

第 15 条 所長は、堤体、湖岸、ゲート、ゲートの操作に必要な機械器具、警報および通信に必要な設備、その他ダム管理に必要な機械、器具等を常に良好な状態に保つため点検および整備を行うとともに、ゲートおよび予備電源設備については、適時試運転を行わなければならない。

第 16 条 初等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。

- (1) 彦根地方气象台から降雨に関する注意報または警報が発せられた場合において所長が必要と認めるとき。
- (2) 洪水が発生したとき、または洪水の発生が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第 17 条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 要員の確保
- (2) ダムの管理上必要な設備および機械、器具等の点検および整備
- (3) 彦根地方气象台および関係機関との連絡ならびに気象および水象の観測および情報の収集
- (4) 流入量の時間的変化の予測
- (5) ダムの水位および流入量の状況により放流または貯水のために必要なゲートの操作

(洪水警戒体制の解除)

第 18 条 所長は、第 16 条各号に規定する事態が消滅したと認める場合には、堤体等の異常の有無を点検し、異常を認めるときは、速やかに必要な措置をとり、その後洪水警戒体制を解除するものとする。

(干ばつ時における措置)

第 19 条 所長は、ダムの貯水状況、長期にわたる降雨量の予報等を考慮して、干ばつのおそれがあると認めるときは、節水計画を定め、利水者および発電事業者に通知し、これにより取水を行うものとする。

(気象および水象の観測)

第 20 条 所長は、気象関係および水象関係について、次に掲げる事項を定期的に観測しなければならない。

- (1) 気象関係 天気、気圧、気温、相対湿度、風向、風速、蒸発量、降雨量等
- (2) 水象関係 水位、流入量、放流量、取水量水質等
(ダムの堆砂状況の調査)

第 21 条 所長は、毎年 1 回および洪水の直後が必要であると認めるときは、ダムの堆砂の状況を調査しなければならない。

(堤体の調査等)

第 22 条 所長は、堤体に設置された測定機器により、堤体の変位、揚圧力、漏水等について調査または観測を行わなければならない。

(管理日誌)

第 23 条 所長は、ダム管理日誌を備え、次に掲げる事項について記録しなければならない。

- (1) 観測および調査の結果に関する事項
- (2) ダムの状況ならびに点検および整備に関する事項
- (3) 緊急時における措置に関する事項
- (4) ゲート等の操作を行ったときは、操作の理由、操作の時刻、開度、取水量および放流量に関する事項
- (5) その他ダムの管理に関する事項

所長は、毎月 10 日までに、前月の管理の状況を取りまとめ、その内容を知事に報告しなければならない。

付 則

この規則は、昭和 59 年 1 月 1 日から施行する。